

## 第4回西和賀町議会定例会

令和5年9月5日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第4回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議場内が暑い場合は、上着を脱いでも構いません。

あわせて、皆さんお気づきだと思いますが、本町特産品のリンドウのPRとして、JAいわて花巻西和賀花卉生産組合から提供を受け、リンドウを飾っておりますので、皆さんにお知らせいたします。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、高橋義彦君、8番、高橋宏君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から9月15日までの11日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月15日までの11日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。6月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、町監査委員より例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

次に、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおり、請願・陳情第2号 介護報酬並びに障害福祉サービス報酬の引き上げと人材確保にかかる処遇改善の拡充等に関する国への意見書の提出を求める請願書、請願・陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願書、以上2件であります。その取扱いについて、議会運営委員会に諮り審議した結果、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託することにしました。

次に、本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。  
事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、吉田博樹。企画課長兼ふるさと振興課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設課長兼上下水道課長、佐藤太郎。農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長、菊池輝昌。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあっては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の

職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

なお、9月定例会においては、令和4年度の決算審査の報告を行うため、高橋政芳代表監査委員も出席しておりますので、併せてご紹介をしておきます。

この際、併せて議事運営補助員として私、議事事務局長、小林英介、主査、藤島和、主任、刈田真理子が従事しますので、お知らせをしておきます。

以上です。

議長　ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長　おはようございます。9月定例会、よろしく願いいたします。

私から、5項目について行政報告を申し上げます。

最初に、議会の議決を得た請負契約の変更について、その額が議会の委任による町の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから専決処分を行ったので、その内容について報告いたします。令和5年8月1日に議会の議決をいただいた町道弁天線弁天橋橋梁補修工事（その2）についてであります。請負金額に1万1,000円を増額し、5,424万1,000円に変更したものです。

変更の主な内容は、契約特記仕様書第14条第8項に基づき、請負契約の相手方から単価適用年月の変更請求があったことにより、設計単価の変更を行ったものです。請負変更契約の締結及び専決処分は、令和5年8月17日に行ったものです。

続いて、ブックオフコーポレーション株式会社との地域連携協定の締結並びにふるさとブックオフの開店について報告します。古本などを扱う店舗を全国展開しているブックオフコーポレーション株式会社との間で、このたび書籍等を通じた地域振興や住民サービスの向上などを

内容とする地域連携協定を締結いたしました。そして、本協定に基づき、書店のない自治体への社会貢献の取組として、全国初となるふるさとブックオフを湯本屋内温泉プール内に開設し、ブックオフグループホールディングス株式会社の堀内社長の出席の下、去る8月2日にオープンセレモニーを行い、営業を開始しております。しばらく書店のなかった本町において、気軽に本を購入できる環境が整ったことは大変ありがたく、改めて今回お声がけいただいたブックオフ様をはじめ、関係の皆様へ感謝申し上げます。

続いて、株式会社トラストバンクとの商品開発支援等の連携に関する協定の締結について報告します。国内最大級のふるさと納税仲介サイトを運営する株式会社トラストバンクとの間で、地場産品を活用した新商品の開発等の支援や同社が10月に新設するインターネットサイトを活用した販路拡大などを取組事項とする連携協定を去る8月16日に締結いたしました。トラストバンクが自治体と連携して新商品開発の支援等に取り組むのは東北では初めてのことであり、同社の川村代表取締役による本町の地域ブランド、ユキノチカラの取組や地場産品にこだわったふるさと納税の取組に共感と評価をいただき、今回の連携協定のパートナーとしてご指名いただいたと伺っております。

同社が持っている商品のつくり方、見せ方、売り方のノウハウを学ばせていただきながら、地場産品の販路拡大やユキノチカラブランドの知名度向上につなげていきたいと期待を寄せているところであります。

続いて、企業版ふるさと納税による寄附採納について報告します。企業版ふるさと納税とは、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して、企業が寄附を行った場合に法人税などが控除されるというものでありますが、このたび北上市の株式会社ベスト様から本制度を活用した寄附のお申出をいただいたことから、本町により地域資源を生かした商品開発、販路開拓による循

環型事業に対する寄附の願いを差し上げたところ、快くこれに応じていただいたところでございます。

寄附額につきましては、寄附者の意向により非公表とされておりますが、株式会社ベスト様におかれては、これまでも平成30年度と令和元年度に延べ3回にわたり多額の寄附をいただいている上での今回のお申出であり、そのご厚意に改めて感謝申し上げるものであります。地方創生の取組推進のため、有効に活用させていただきたいと思っております。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種について報告します。秋開始を予定しておりましたワクチン接種は、国より9月20日から開始できるよう体制の構築を図るよう通知があり、町内の医療機関のご協力をいただき、生後6か月以上を対象としたワクチン接種体制の構築に向け取り組んでおります。接種体制が整い次第、町民の皆様にお知らせしてまいります。

これまで新型コロナウイルス感染症の感染対策へご協力いただいておりますが、引き続き手洗いや換気、マスクの効果的な場面での着用など、基本的な対策に取り組み、日々の健康管理に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

私から、以上5項目についての行政報告であります。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、認定議案の上程を行います。

認定第1号　令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号　令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号　令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号　令和4年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号　令和4年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第6号　令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号　令和4年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号　令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号　令和4年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上認定議案9件を一括で上程します。

提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました認定第1号　令和4年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号　令和4年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

令和4年度一般会計、6特別会計及び2事業会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類等を添えて、議会の認定に付すものであります。

令和4年度の各会計の決算は、病院事業会計、水道事業会計を除いて、形式収支、実質収支ともに黒字決算となっております。病院事業会計、水道事業会計を除く一般会計及び6特別会計の歳入決算額の合計は109億3,847万1,786円、歳出決算額の合計は105億2,724万4,529円となり、差引き残額は4億1,122万7,257円となっております。

また、病院事業会計では、収益的収支における収入総額が9億5,432万7,870円、支出総額は9億8,088万2,264円で、収入支出差引額は2,655万4,394円の赤字となり、資本的収支では収入総額、支出総額ともに1億873万7,243円と同額となっております。

次に、水道事業会計では、収益的収支における収入総額が3億4,721万7,390円、支出総額は3億8,995万5,824円で、収入支出差引額は4,273万8,434円の赤字となり、資本的収支では

収入総額が2億6,805万1,000円、支出総額では4億4,928万6,098円で、収入支出差引額は1億8,123万5,098円の赤字となっております。

なお、決算の概要については、会計管理者、病院事務長、上下水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますようお願いいたします。

議長 会計管理者兼税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。それでは、認定第1号から認定第7号までは私から説明いたします。

最初に、各会計の決算状況について説明いたします。決算書303ページをお開きください。一般会計は、歳入総額が81億5,744万6,805円、歳出総額が78億3,399万5,885円、歳入歳出差引額である形式収支は3億2,345万920円の黒字決算となっております。このうち繰越事業により翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額1,618万1,000円を除いた実質収支額は3億726万9,920円となっております。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が6億3,983万770円、歳出総額が6億1,677万8,023円で、2,305万2,747円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が9,240万4,738円、歳出総額が9,178万3,315円で、62万1,423円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計は、保険事業勘定においては歳入総額が14億8,932万6,224円、歳出総額が14億3,296万8,177円で、5,635万8,047円の黒字決算となり、介護サービス事業勘定における歳入総額は1,133万3,376円、歳出総額が1,100万8,291円で、22万5,085円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計は、歳入総額が4億1,076万8,539円、歳出総額が4億716万5,886円で、360万2,653円の黒字決算となっております。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が5,306万1,155円、歳出総額が5,172万9,433円で、

133万1,722円の黒字決算となっております。

温泉事業特別会計は、歳入総額が8,430万179円、歳出総額が8,171万5,519円で、258万4,660円の黒字決算となっております。このうち、繰越事業により翌年度へ繰り越すべき財源の継続費通次繰越額14万5,000円を除いた実質収支額は243万9,660円となっております。

続きまして、決算附属資料の2ページをお開きください。繰越明許費は、一般会計で8事業、繰越額1億4,242万円となっております。

3ページの(2)の実質収支を御覧ください。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた(F)欄の単年度収支は7,166万3,000円の赤字となり、当該年度の単年度収支に含まれる実質的な黒字要素の基金積立額を加えた(J)欄の実質単年度収支は1,160万8,000円の赤字となっております。

同じページの3、財政構造の状況については、経常収支比率が前年度よりも2ポイント増加し、91.6%となっており、これは公債費等が増えたことに伴い、増加したものです。

続いて、一般会計において歳入決算の状況について説明いたします。決算附属資料6ページをお開きください。一般会計の予算額に対する収入済額の収納率は99.8%で、調定額に対する収納率は99.4%となっております。

次に、不納欠損と収入未済額の状況について説明いたします。決算書の9ページ、10ページをお開きください。不納欠損の状況については、1款の町税では2,462万1,689円の不納欠損処理をしております。主なものは、2項の固定資産税2,452万4,163円で、令和4年度にインターネット公売により不動産が落札され、換価できる財産がなくなったため、即時消滅により不納欠損処理をしたものとなります。収入未済額の状況については、1款の町税で1,414万3,993円の収入未済となり、そのうち固定資産税が91%を占めている状況にあります。

17ページ、18ページを御覧ください。14款の

分担金及び負担金では、農業費分担金31万2,379円、児童福祉費負担金3万7,500円、小学校費負担金9万1,640円、ページをめくっていただき、中学校費負担金9万2,994円が収入未済となっております。

15款の使用料及び手数料では、総務管理費使用料43万2,600円、保健衛生費使用料9万円、住宅費使用料590万900円が収入未済となっております。

33ページ、34ページをお開きください。18款の財産収入、土地貸付収入34万2,590円が収入未済となっております。

39ページ、40ページをお開きください。22款4項雑入の収入未済額65万679円が収入未済となっております。

以上のことから、一般会計合計では2,209万5,275円の収入未済額となっております。

次に、歳出決算の状況について説明いたします。決算附属資料の10ページをお開きください。一般会計全体の予算額に対する支出済額の執行率は95.8%となっておりますが、翌年度繰越額の1億4,242万円を除いた執行率は97.5%となっております。

決算附属資料の16ページ、17ページをお開きください。地方財政状況調査に基づく当該年度と前年度の歳入決算額を記載しております。主なものを説明いたします。12地方交付税では決算額増減率8.2%の増、金額で3億4,997万6,000円、17国庫支出金は社会資本整備総合交付金及び障害者自立支援給付費負担金等の減により、増減率で17.6%の減、金額で1億4,753万8,000円の減額となっております。18県支出金は、強い農業・担い手づくり総合支援事業の終了等により、増減率で56.2%の減、金額で4億7,250万円の減額となっております。24地方債では、一般単独事業債、合併特例事業債等の発行額の減により、増減率で69.3%の減、金額では11億5,670万円の減額となっております。

決算附属資料22ページ、23ページをお開きく

ださい。性質別経費の状況について、令和4年度と令和3年度を比較し、増減率の大きいものとして、7積立金は率で80.6%の増、11投資的経費、(1)の普通建設事業費のうち単独事業費は67.2%の減、(2)の災害復旧事業費は94.6%の減となっております。

歳入の前年度増減理由については決算附属資料の7ページ、歳出の性質別前年度増減理由については12ページ、13ページに記載しておりますので、ご確認ください。

次に、特別会計について説明いたします。決算附属資料の14ページをお開きください。国民健康保険特別会計では、調定額に対する収入済額の収納率は99.6%、予算総額に対する収納率は100.6%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は97%となっております。

後期高齢者医療特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率は99.8%で、予算総額に対する収納率は89.3%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は88.7%となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、調定額に対する収入済額の収納率は100%、予算総額に対する収納率は100.8%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は97%となっております。

介護サービス事業勘定では、調定額に対する収入済額の収納率は100%、予算総額に対する収納率は98%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率96.1%となっております。

下水道事業特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率は99.9%、予算総額に対する収納率は99.8%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は98.9%となっております。

15ページを御覧ください。農業集落排水事業特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率は100%、予算総額に対する収納率は100.5%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は98%となっております。

温泉事業特別会計については、調定額に対する収入済額の収納率は100%、予算総額に対する収納率は100.2%、支出では予算総額に対する支出済額の執行率は97.1%になっております。

なお、特別会計の不納欠損と収入未済額の状況については、決算書の186ページ以降の各特別会計の決算書に記載しておりますので、ご確認ください。

続いて、決算附属資料24ページ、25ページをお開きください。地方債の現在高の状況についてですが、令和4年度一般会計における発行総額は5億1,220万円となっており、年度末現在高は83億6,688万2,000円と、令和3年度末現在高と比較しますと1億8,429万6,000円の減額となっているところであります。

次に、26ページ、27ページをお開きください。同じく特別会計の地方債現在高の状況については、全体で1億6,940万円の発行額となり、年度末現在高は67億2,000万9,000円と、令和3年度末現在高と比較しますと5億2,670万8,000円の減額となっております。

決算書305ページの財産に関する調書をお開きください。主なものとして、令和4年度の土地の増減についてですが、行政財産、公民館の土地1万5,644平米は、令和4年度に行政財産から普通財産に移行したことによるものです。行政財産、町営住宅の土地1,814平米の増は、湯本地内に完成した若者住宅分です。行政財産、公民館の建物、木造の4,216平米の減及び非木造4,378平米の減は、土地同様に行政財産から普通財産に移行したことによるものです。本庁舎、建物、非木造1,564平米の減は、開発総合センター解体に伴う面積の減及び湯田庁舎、沢内校舎改修工事に伴う面積増によるものです。

308ページの債権の合計、100万円の減額は、西和賀町森林組合の貸付金100万円、湯田牛乳公社の貸付金2,000万円の返還により、合わせて2,100万円減額となっておりますが、西和賀産業公社へ経営改善資金として2,000万円の貸

付けを行ったことによるものです。

310ページから314ページは、基金の状況について記載しております。314ページ中段からは積立基金、定額運用基金の合計額を記載しており、前年度と比較し、基金全体で4億1,371万8,000円増額となっております。

以上で決算の概要について説明を終わりますが、細部にわたる決算の状況につきましても、決算審査の過程において各課長等から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、私から認定第8号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の概要について説明いたします。

令和4年度の入院患者数は延べ8,666人、前年比8.7%の減、1日平均23.7人、前年比2.3人減、病床稼働率59.4%、前年比5.6%減となりました。

外来診療については、専門外来を含め、前年度までの診療科を維持することができましたが、医科の延べ患者数は2万514人、前年比6.5%減、歯科は6,807人、前年比2.8%増となり、医科、歯科を合わせた外来患者数全体では1,287人、前年比4.5%の減となりました。

令和4年8月から新型コロナウイルス感染者の入院受入れを行ってきたところですが、受入れ時には病床数40床のうち13床の使用を制限する必要があるほか、12月には院内でクラスターが発生したことにより、入退院の停止や救急外来の制限を行ったことが影響した結果となりました。

それでは、決算書の内容について説明いたします。決算書の1ページと2ページをお開きください。収益的収支におきましては、収入の当初予算額9億150万8,000円に5,401万4,000円の増額補正を行い、収入予算額の総額9億5,552万2,000円に対し、119万4,130円減の9億5,432万7,870円の決算額となりました。

次に、支出でございますが、当初予算額9億6,844万6,000円に5,706万6,000円の増額補正を行い、収支予算総額を10億2,551万2,000円に予定したものです。これに対し、決算額は9億8,088万2,264円となり、4,462万9,736円の不用額となっております。

この結果、本収支差引きではマイナス2,655万4,394円の単年度純損失を計上することとなりました。当初予算で見込んでいた僻地医療の確保に要する経費等に対する一般会計からの繰入額は1億5,902万2,000円でしたが、補正予算を経て最終的な繰入額は2億2,000万円となり、前年度より2,000万円増となりましたが、そのほかにも新型コロナウイルス関連の県補助金等の支給により、前年度より純損失を抑える結果となりました。

次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収支の状況を申し上げます。収入、支出とも当初予算額の1億930万7,000円に56万7,000円の減額補正を行い、予算総額を1億874万円といたしました。これに対し、決算額は収支ともに1億873万7,243円となりました。

収入明細につきましては、15ページ、16ページをお開きください。地方債、他会計出資金、他会計負担金、県補助金及び国庫補助金のとおりとなっております。

支出明細につきましては、17ページ、18ページをお開きください。第1項建設改良費における第1目設備費は、画像管理システム、除菌・滅菌洗浄器等の更新や自動遺伝子解析装置の新規設置等を行い、決算額が2,218万6,450円となりました。

また、第2目施設整備費では、医師住宅建築工事と建築工事に係る実施設計業務委託や設計監理業務委託等により4,667万4,500円の決算額となりました。

第3目リース資産購入費は、コピー機、財務会計システム、上部消化管経口スロープのリース等により145万5,249円となり、企業債償還金

を含めた資本的支出総額は1億873万7,243円の決算額となっております。

なお、企業債償還金の内訳につきましては、35ページ、36ページの企業債明細書のとおりであります。

次に、決算書5ページにお戻りください。損益計算書であります。医業損失3億2,786万7,409円に対し、他会計補助金2億2,000万円の繰入れなどを行いました。当年度純損失2,655万4,394円を計上することとなりました。これに前年度繰越欠損金7億9,507万8,741円を加えた8億2,163万3,135円が当年度未処理欠損金となります。

7ページ、8ページの貸借対照表にある流動資産と流動負債の関係、いわゆる流動比率であります。当院の年度末現在の流動比率は548.6%となっており、一般的に理想とされる200%以上をクリアしており、この点においてはなお健全であるものと認識をしているところであります。

9ページ、10ページの事業報告書については、これまで、またこれからの説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

11ページ、12ページには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の一覧を掲載しております。

13ページ、14ページの建設改良事業につきましては、先ほど説明いたしました資本的支出に係る施設整備費及び設備費の詳細を掲載しております。

次に、患者動向などをはかる業務量の実績について、19ページを御覧ください。①、施設利用者数、すなわち延べ患者数であります。入院では825人、医科外来で1,420人と、いずれも前年度を下回る結果となりました。歯科外来については、前年度を133人上回る結果となっております。

②の病床利用状況は59.4%にとどまり、目標

としている病床利用率70%を大きく下回る結果となっております。当院のようないわゆる地域病院では、70%という数字が一つの目安とされていることから、適正なベッドコントロールを行いながら、病床利用率の向上に努めていきたいと考えているところであります。

これら患者動向の詳しい内容につきましては、別冊の附属資料、業務報告書を確認していただきたいと思っております。

次に、20ページ、(2)の事業収入に関する事項であります。医業収益における入院収益は、前年度対比で1,890万768円減となる2億9,440万9,492円となりました。さきにご説明いたしました新型コロナウイルス感染者の受入れが大きな理由になるものと捉えておりますが、1人1日当たりの平均収入単価については減少しておりませんので、地域包括ケア病床を適正に運用した成果であると考えております。外来収益は、前年度対比967万1,493円増の2億5,988万7,887円、その他医業収益は新型コロナウイルスワクチン接種業務等の減などにより501万1,310円減の7,233万6,230円となり、医業収益全体では前年度を1,424万585円下回る6億2,663万3,609円となりました。

医業外収益においては、不採算部分を一般会計からの補助金に依存する形で他会計補助金として2億2,000万円を繰入れしております。他会計補助金等の用途については、22ページ、23ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の減価償却額を収益計上できる長期前受金戻入は5,801万1,050円を計上しております。

その他医業外収益は、患者外給食代等で731万7,416円、県補助金は保健事業分の国保特別交付金のほか、新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業、新型コロナウイルスワクチン個別接種交付金で3,870万4,000円となりました。

次に、下段、(3)の事業費用に関する事項で

す。事業費用の総額は9億7,826万7,822円で、前年度対比816万円余りの増額となりました。

医業費用は9億5,450万1,018円で、うち(1)、給与費は医科医師及び不足する職種の任用により、前年度を1,081万円余り上回る5億7,714万897円、(2)、材料費も新型コロナウイルス関連の薬品や診療材料購入等に伴い、前年度を1,154万円余り上回る8,611万4,547円、(3)、経費は光熱水費のうち電気料の増などにより、前年度から531万円余り増の1億8,076万6,147円となりました。

次に、(4)、減価償却費ですが、整備導入した医療機器等の償却が終わったことなどで、前年度から2,148万円余り減となる8,785万6,124円、また減価償却費の消費税分に当たる長期前払消費税償却は2,121万4,633円となっております。

これらの詳細につきましては、25ページから32ページにかけて明細書がありますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、33ページ、34ページをお開きください。固定資産明細書、(1)、有形固定資産でございますが、消費税抜きの資産の増減について掲載しております。34ページ、減価償却累計額の欄を御覧ください。資本的支出で整備した当年度増加額が8,785万6,124円に対しまして、除却による当年度減少額912万5,944円により、有形固定資産の年度末償却未済額は17億9,552万9,041円となり、これが7ページに掲載しております貸借対照表、有形固定資産合計と一致いたしますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、37ページをお開きください。(1)、未収金であります。医業未収金1億2,942万1,930円は、2月、3月分の診療報酬と一般会計からの繰入れとなる他会計負担金が主なものであります。医業外未収金1億5,998万7,628円も一般会計からの繰入れとなる他会計補助金等が主なものであります。その他未収金につきま

しても同様であります。

(2)、未払い金については、薬品、診療材料費、賃金などの医業未払い金2,976万7,928円、消費税等の医業外未払い金24万2,568円、その他未払い金12万198円は、リース資産購入費に関わるものであります。

以上で病院事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定いただきますようによりしくお願いいたします。

議長 建設課長兼上下水道課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、私のほうから上程となりました認定第9号 令和4年度西和賀町水道事業会計決算の概要について説明いたします。

水道事業は、地域の住民サービスの一端を担うと同時に、経済性の発揮と公共福祉の増進、向上に貢献すべく必要不可欠な事業であります。そのため、国では現下の人口減少による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う設備更新の投資増大など、今後ますます厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計を適用し、町民の皆様へ給水サービスを行ってきているというところです。

それでは、決算報告書1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出については、収入は当初予算額3億4,656万2,000円から228万3,000円の減額補正を行い、予算総額を3億4,427万9,000円としておりましたが、決算額は3億4,721万7,390円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額3億9,233万3,000円に1,253万3,000円の増額補正を行い、予算総額を4億486万6,000円としておりましたが、決算額は3億8,995万5,824円となり、1,491万176円の不用額が生じました。

次の3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出については、収入は当初予算額2億7,544万円から172万3,000円の減額補正を行い、予算総額を2億7,371万7,000円としておりましたが、決算額は2億6,805万1,000円となりました。

次に、支出ですが、当初予算額4億2,748万円から52万8,000円の減額補正を行い、令和3年度からの継続費通次繰越額2,800万円を加え、予算総額を4億5,495万2,000円としておりましたが、決算額は4億4,928万6,098円となり、566万5,902円の不用額が生じました。

次に、5ページをお開きください。損益計算書ですが、企業の経営成績を示したものとなりますが、令和4年度は5,042万1,687円の当年度純損失を計上することとなりました。

次に、18ページをお開きください。収益費用の明細について、まず収益についてですが、水道事業の営業収益は、水道料金、量水器使用料から成る給水収益が主なものとなりますが、当年度は1億1,044万7,670円となりました。

一方、水道事業を行うに当たり、他会計からの繰出金などの営業外収益は2億2,265万4,087円となり、総額で3億3,310万1,757円の収益となります。

19ページからは、費用の明細となっております。費用については、水道事業費用のうち、施設設備等の維持に必要な修繕料、職員給与などの営業費用は3億6,038万7,872円となりました。

続いて、21ページ、企業債利息などの営業外費用は2,313万5,572円となりました。

22ページ、23ページをお開きください。資本的収入支出明細についてですが、収入については事業を推進するに当たっての財源である企業債のほか、一般会計からの出資金などを充当しながら事業を推進しているところです。

企業債990万円、出資金2億4,894万9,000円、負担金920万2,000円、総額で2億6,805万1,000円の収入となりました。

支出については、施設設備の建設や修繕を行

う建設改良費として4,282万1円、企業債の償還金として4億218万4,098円、総額で4億4,500万4,099円の支出となりました。

決算状況に関しては以上でございます。5ページ以降につきましては財務諸表、9ページ以降は事業報告書、17ページ以降はその他の資料として固定資産明細書、企業債明細書等を掲載しております。

以上をもちまして、水道事業の決算の概要説明を終わりますが、詳細につきましては決算審査時において説明をいたしますので、ご審議の上、原案のとおり認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

次に、高橋政芳代表監査委員から決算監査についての報告を求めます。

高橋政芳代表監査委員。

代表監査委員 おはようございます。高橋と申します。よろしく願いいたします。それでは、私から地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された令和4年度西和賀町各会計決算及び基金の運用状況、併せて地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました公営企業会計の審査結果について申し上げます。

審査に当たっては、常に最少の経費でもって最大の効果をもたらすという法の趣旨に沿って、収支の均衡あるいは健全な行財政運用という点を念頭に置きながら審査してまいりました。

各会計の歳入歳出決算書及び関係調書が法令、条例等に準拠したもので作成されているかどうかを確かめ、それらの計数の正確性を検認するため、関係職員からの聴取、また定期監査及び例月の現金出納検査等の結果も参考にしながら、7月26日から7月31日までの4日間、菅原監査委員とともに審査を行いました。

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法、地方公営企業法、その他関係法令等に準拠して作成されており、かつ決算書に

計上されている諸計数についても関係諸帳簿及びその他証拠書類と照合の結果、正確であると認められました。また、予算執行及び関連する事務処理も適正に執行され、その目的は達成されたものと認められましたので、そのことをまづもってご報告申し上げます。

決算状況や財務状況などにつきましては、ただいまの会計管理者、病院事務長、上下水道課長からの説明と重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、決算審査意見書の3ページを御覧いただきたいと思っております。令和4年度における西和賀町一般会計、特別会計の歳入総額は109億3,847万1,000円で、うち一般会計は81億5,744万6,000円、特別会計で27億8,102万4,000円となっております。歳出総額は105億2,724万4,000円で、うち一般会計で78億3,399万5,000円、特別会計で26億9,324万8,000円となっております。これを前年度に比較すると、歳入総額で14億5,672万1,000円、歳出総額で13億9,660万2,000円と、歳入歳出とも減少しております。一般会計の歳入では14億4,360万円、歳出は13億5,549万6,000円と、いずれも減少しております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4億1,122万7,000円の黒字となっております。

5ページを御覧いただきたいと思っております。一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支は3億2,345万1,000円で、翌年度に繰り越すべき財源1,618万1,000円を差し引いた実質収支は3億727万円の黒字となっております。また、実質単年度収支は1,160万8,000円の赤字となっております。

7ページを御覧いただきたいと思っております。歳入における財源別の状況では、自主財源は17億1,996万円で、歳入全体の21.1%となります。前年度に比べ59万6,000円減少しております。減少した主な項目は、繰入金1億726万1,000円、寄附金932万4,000円などで減少。増加した主な項目は、繰越金6,059万2,000円、諸収入2,239万

5,000円などで増加しております。

依存財源は64億3,748万5,000円で歳入全体の78.9%となります。前年度に比べ14億4,300万3,000円減少しております。減少した主な項目は、町債11億5,670万円、県支出金4億7,257万円減少。増加した主な項目は、地方交付税3億4,997万6,000円などで増加しております。

9ページを御覧いただきたいと思います。歳出の目的別分類は、行政目的によってどの分野にどれだけの経費を投入したかを分類したものです。14費目の決算額は78億3,399万5,000円で、前年度に比べ13億5,549万6,000円減少しております。減少した主な費目は、教育費で7億8,011万4,000円、農業水産業費で5億689万2,000円減少しております。

増加した主な費目は、総務費7,486万円、消防費1,244万5,000円などで増加しております。また、総務費、農林水産業費、商工費、土木費の4費目合わせて1億4,242万円を令和5年度へ繰越ししております。

一般会計歳出全般的には、令和4年度も経費の節減、効率的な事務の執行など、順調に執行されたものと認められます。引き続き厳正かつ的確な執行に努めていただきたいと思います。

続いて、11ページと12ページを御覧いただきたいと思います。繰越額と不用額についてです。年度内に事業を行うことが難しく、翌年度に繰り越した一般会計の繰越明許費は8事業で1億4,242万円となっております。

令和4年度の不用額は2億8,386万2,000円で、前年度に比べ2,543万8,000円増加しております。うち一般会計では、2億118万3,000円、特別会計では8,267万9,000円となっております。前年度に比べ、一般会計で602万9,000円、特別会計では1,940万9,000円と、いずれも増加しております。

不用額については、効率的な執行や経費節減によるもののほか、入札による残額や事業の未執行によるもの、また予算編成後の予見し難い

事情の変更によるものなど多様であります。予算編成の際は、決算の実績や正確な事業計画に基づき、必要最小限の予算計上に努めるとともに、経費節減を意識した適正な予算執行管理により、限られた財源を有効に活用していただきたいと思います。

収入未済額について、ページ飛びますが、22ページを御覧いただきたいと思います。収入未済額についてですが、町税や使用料などの収納において、令和4年度の一般会計と特別会計を合わせた収入未済額の総額は2,569万8,000円となっております。その内訳は、一般会計で2,209万5,000円、特別会計で360万3,000円となっております。収入未済額の総額を前年度と比較すると、2,971万9,000円減少しております。引き続き財源確保と受益者負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減に努力していただきたいと思います。

不納欠損額について、同じく21ページ、23ページを御覧いただきたいと思います。不納欠損額の総額は2,473万7,000円で、前年度に比較して2,401万円増加しております。町税の不納欠損処分は、地方税方第15条の7第5項及び第18条第1項に規定する納税義務の消滅及び時効完成により徴収権が消滅したものであります。収入未済額の中には、今後不納欠損に結びつきそうなものが見られますので、税収入の確保と税負担の公平を図る上からも、効率的で有効な徴収に努めていただきたいと思います。

次に、基金の運用状況について、26ページを御覧いただきたいと思います。令和4年度末の基金残高は41億2,617万円で、前年度に比較して3億8,695万4,000円増加しております。審査に付された各基金の運用状況は、その設置目的に沿って適正に運用され、計数は正確であると認められました。

続いて、公営企業会計決算審査意見書を御覧いただきたいと思います。別つづりになっているはずですが、最初に、町立西和賀さわうち病院

事業会計ですが、令和4年度の事業収益は9億5,171万3,428円で、事業費用は9億7,826万7,822円となりました。

その結果、事業収益から事業費用を差し引いた2,655万4,394円の当年度の純損失となりました。令和4年度末の累積欠損金は8億2,163万3,135円となっております。令和4年度決算も黒字には至らなかったものの、新型コロナウイルス感染症による病院経営の影響も懸念される中、懸命の努力の結果、赤字幅が前年度比及び年度計画に比べ減少するなど、財務面の改善も見られたことから、一定の評価をしたいと思います。

令和4年3月、国から持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示されております。人口減少や高齢化に伴う医療需要の変化に対応し、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、地域において果たすべき役割、機能を改めて見直し、明確化、最適化することが重要と言われております。病院の役割、機能を果たすために必要となる医師、看護師の確保と働き方改革、病院経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組、施設設備の最適化、病院の効率化などに取り組むことで、病院経営を強化することが求められております。国の示すガイドラインに沿ったプランを策定し、プランの実施状況の点検、評価を検証し、経営基盤の強化に向けた取組に期待したいと思います。今後も健全で安定した経営基盤の下、町民の生命と健康を守るため、地域医療の充実と医療サービスの提供に務め、地域住民から一層信頼される地域医療機関として責務を果たされることを望むものです。

次に、水道事業会計ですが、水道事業会計の令和4年度の総収益は3億3,310万1,757円で、前年度に比べ1,963万8,361円減少しております。総費用は3億8,352万3,444円で、前年度に比べ2,060万5,360円減少しております。その結

果、総収益から総費用を差し引いた5,042万1,687円の当年度の純損失となりました。令和4年度末の累積欠損金は7億1,711万4,614円となっております。

令和4年度末の未収金が521万3,852円で、前年度に比べ7万9,173円減少しております。未収金の回収には日頃より鋭意尽力されておりますが、未収金の中には債権者の死亡、所在不明などの理由から今後も回収が困難と思われる10名以上の長期未収金62万3,677円も計上されております。現状より債権放棄などの検討も必要と思われまます。受益者の公正負担の原則や経営の健全性のためにも、引き続き債権管理に万全を期していただきたいと思います。

公営企業である水道事業は、独立採算制を基本として、その事業を水道料金で賄うこととなっておりますが、現状は料金収入で経費を賄えず、一般会計からの繰入れに依存した経営となっております。財源確保が喫緊の課題となっていることから、料金体系の見直しも検討されており、将来にわたって安定した事業経営を維持していくための経営基盤の強化を図る必要があります。今後も事業を安定的に継続するためには、安全、強靱、持続を3本柱として、令和2年3月に策定した西和賀町水道事業経営戦略の計画に基づき、中長期的な視点に立って、現状把握を十分に行いながら、取り巻く社会環境や経済環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見通して経営基盤の強化を図っていただきたいと思います。

次に、財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書を御覧いただきたいと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、初めに財政健全化法による健全化比率の審査結果ですが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

どうかを主眼に審査を行いました。

審査結果について、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。本町においては赤字が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数值は記載されておりません。財政健全化比率について見ると、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っております。国の示す基準から見ると健全な財政の範囲であると認められますが、しかし県内19町村との比較では実質赤字比率及び将来負担比率とも高い比率となっており、今後も財政状況や社会情勢の動向を踏まえ、計画的かつ持続可能な財政運営に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、経営健全化審査の審査結果ですが、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。

審査結果については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、温泉事業特別会計、病院事業会計の5事業とも資金不足は生じておらず、経営健全化基準から見て健全な範囲で推移していると認められます。

次に、最初の決算審査意見書の31ページから33ページを御覧いただきたいと思っております。令和4年度決算審査とこれまで実施した監査などで、指摘及び改善を要するとしていた個別的事項の改善状況について申し上げます。

初めに、事務処理ミス時の対応についてです。事務処理ミス発生時の原因分析及び庁舎内の再発防止に向けた取組が不十分として、改善に向け検討するよう求めていたものです。

その結果、事務処理ミス発生時の報告体制、再発防止策の検討、情報共有体制などで改善が

見られていることから、一定の評価をしたいと思っております。

しかし、令和4年度も関係法令や制度などの認識不足、事務引継ぎ不十分、担当部署でのチェック体制の不備などから招いた事務処理ミスも報告されております。中でも職員による不適切な事務会計処理から、新聞やテレビで大きく報道されるなど、町民の信頼を失う事案も発生しております。町政運営に対する町民からの信頼は町職員の適切な事務執行の下に成り立っているとされており、時間的、人的制約のある中、その労力と成果を期待しながら、事務処理ミス防止対策に取り組んでいただき、業務に応じた最良の対策を講じていただきたいと思っております。また、改めて法令遵守体制の重要性についても周知していただきたいと思っております。

次に、予算の流用についてです。予算の流用については、予算の不足を補う例外的な手段であることをこれまでの決算審査などで指摘し、改善を求めていたものです。その結果、財政主管課で改善策などを庁議で周知、また関係書類作成時の留意点などを各課に指示しており、さらに今後事務処理手順の見直し、要綱の改定にも取り組むとしており、改善に向けた対応は評価したいと思っております。

令和4年度を確認しますと、予算の流用理由からして緊急、突発的でやむを得ないと思われるような理由もありましたが、しかしまだ安易な流用と認められるようなものも散見されました。予算に不足が生じたときは、内容をよく精査し、補正予算で対応すべき案件か否かを判断し、慎重に対応していただきたいと思っております。また、執行目的の達せられた予算残額は他への流用を避け、多額の不用額が見込まれるものについては減額補正の措置を講じるなど、検討していただきたいと思っております。今後も、予算流用が常態化することなく、より精査した予算計上を行うとともに、的確な予算執行に努めていただきたいと思っております。

次に、財産管理体制についてです。公有財産の管理及び運用については、地方財政法第8条に、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定されております。西和賀町の公有財産を管理する事務は、西和賀町財務規則第175条から第190条にその定めがあります。令和2年度に実施した定期監査において、公有財産は関係法令に基づき適正に管理されているかを監査したところ、財産台帳の整理及び管理体制が不十分になっていたことから、指摘し、改善を求めていたものです。

結果、令和4年度も改善に向けた目立った進展は見られませんでした。令和5年8月1日付、令和3年度決算審査意見に係る措置状況の報告では、台帳の整備完了は令和6年度中を目標に取り組み旨の回答がありました。できるだけ早期に整備され、関係規則を遵守し、適正な事務の執行に努めていただきたいと思います。

次に、第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてですが、公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは、地域においては住民の暮らしを支える重要な事業を担う第三セクターであります。一方では経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるとして、国から第三セクター等の経営健全化に関する指針を策定するよう要請されておりました。

このように、第三セクターの経営改善が求められている状況を踏まえ、町の第三セクターに対する基本的な方針及び今後の方向性を示した指針の早期策定が望まれておりました。現状では、第3次西和賀町行政改革大綱において取り組んでおりますが、より具体的に第三セクターに対する町の関与のあり方を明らかにするためとして、令和5年3月に第三セクターへの関与に関する指針が策定されております。第三セクターそのもののあり方も問われているほか、一

層の経営健全化、自主、自立化に向けた取組も強く求められております。今後第三セクターへの対応は、指針との整合性を図られるように努めていただきたいと思います。

次に、内部統制制度についてですが、地方公共団体における内部統制制度は地方自治法の一部改正により、都道府県と政令指定都市を除く市町村においては、事務の適正な管理、執行を確保するための方針を定めることが努力義務として令和2年4月1日施行されました。総務省のガイドラインにおける内部統制の基本的な枠組みを踏まえつつ、日々の事務処理が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するため、内部統制制度の導入に向けて全庁一丸となって取り組むよう、令和3年度決算審査意見書において意見していたものです。

その結果、令和5年8月1日付、令和3年度決算審査意見書に係る措置状況の報告では、今後町がどのような形で進めていけばよいのか、また県内他自治体の導入状況を踏まえ、制度導入に向け進める旨の回答がありました。本町については努力義務ではありますが、これまで以上に適正な事務執行と質の高い行政サービスを確保し、町民から一層信頼される町役場の確立を目指し、できる限り早期に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、条例及び規則の公告について、条例及び規則の公告式に関する法律は地方自治法第16条に、町に関しては西和賀町公告式条例、公告式規則に定めがあります。議会で議決された条例は、公布行為により効力が発生するとあります。公布とは、成立した成文の条例を公表して、町民が知ることができる状態に置くことであり、西和賀町公告式条例に基づき、両庁舎前の掲示場に成文の条例を掲示すると定めております。

公布関係事務は総務課が担当し、公布関係は法令番号簿にて管理しており、法令番号簿には法令番号名称、区分、公布年月日、施行年月、

主管課などを記載するようになっております。令和4年度の法令番号簿を確認すると、議会の議決日と公布日が同一で記載されているものが散見されました。実際に掲示した年月日と相違するものが見受けられました。機械的な事務処理と捉えかねない状態であるため、関係法令を確認し、管理を徹底いただきたいと思っております。

以上、個別的な事項を申し上げましたが、改善に向け努力している事項もありますが、進捗状況が芳しくない事項もありますので、よく検討し、早期に対応していただきたいと思っております。

結びに、本町を取り巻く環境が大きく変化する中、町の将来像や理念を掲げた第2次総合計画及び行財政運営のあり方などの方向性を示した第3次西和賀町行政改革大綱と中期財政計画などに基づく重点施策や喫緊の課題対応とともに、事業の優先度を精査し、創意工夫を凝らし、健全かつ適正で効果的、効率的な行財政運営のさらなる推進に努め、持続可能な町政運営と、町民福祉の増進に一層努力されることを望みまして、決算審査報告といたします。

以上です。ありがとうございました。

議長 以上で決算監査の報告を終わります。

続いて、日程第5、決算審査特別委員会設置を議題とします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第9号までの認定議案については、慣例により当職を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの認定議案については、当職を除く議員11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定いたしました。

ついては、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うかお諮りいたします。

高橋到君。

9番 決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任は、指名推選で行いたいと思っております。皆さんにお諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君から委員長及び副委員長の選任については指名推選によって行いたいという動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定いたしました。どなたを指名推選されるのか、ご発言をいただきたいと思っております。

高橋到君。

9番 それでは、委員長には柳沢安雄君、副委員長には真嶋実君を推薦したいと思います。お諮りください。

(賛成の声)

議長 ただいま委員長には柳沢安雄君、副委員長には真嶋実君を推薦したいとの発言がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長には柳沢安雄君、副委員長には真嶋実君が選任されました。

ここで正副委員長の挨拶を求めます。正副委員長は登壇してください。

委員長 ただいま令和4年度決算審査特別委員会が設置され、議員の皆様方のご推挙によりまして委員長に就任することになりました柳沢安雄でございます。その重大な責務に身の引き締まる思いをしているところでございます。

決算審査に当たっては、令和4年度一般会計及び特別会計等の歳入歳出の決算を4日間にわたり審査するわけでありましたが、とかく決算は既に執行済みのものであり、軽く見られがちですが、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、その行政効果、経済効果を評価するものであり、また審査の結果は今後の予算編成や行政執行に役立てるものでもあります。

審査に当たっては、委員各位のこの先の方向性を見据えた質疑を行い、建設的な議論が行われるように期待します。また、スムーズな委員会審査となるよう心がけてまいります。何とぞ委員各位並びに執行機関の皆様のご協力、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

副委員長 先ほど指名推薦を受けました真嶋実でございます。まだ新人議員で不慣れでございますが、右も左も分からない状態ではございますけれども、委員長のご指導を仰ぎながら精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 正副委員長は自席にお戻りください。

ここで11時40分まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らします。時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、普本歌織君の質問を許

します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。9月議会もよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初の質問からお願いいたします。自衛隊への町民の個人情報の提供について。自衛隊が自衛官を募集するに当たり、各自治体へ適齢者、これは18歳や22歳であることが多いようなのですが、この適齢者の名簿を提出するように求め、それに応じた自治体が本人の許可なく自衛隊へ個人情報の提供をしていることについて、個人情報保護の観点から問題があるということで、多くの識者が指摘しており、全国的に問題になっています。

①番です。先日、町民からこのことについての心配事が寄せられました。先ほど申し上げたことで、西和賀町はどうなのだろうかというものです。国ないし自衛隊からの名簿提供の要請はありましたか。また、町ではどのように対応しているのかお知らせください。

議長 内記町長。

町長 自衛隊への情報提供についてのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 町民課長。

町民課長 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務においては、防衛大臣からの情報請求を受けまして、毎年町内における高校卒業となる年齢の対象者の情報を提供しております。情報等は、住所、氏名、性別、生年月日の基本4情報でございます。

議長 普本歌織君。

3番 それは、どのような根拠で情報提供しているのかお知らせください。

議長 町民課長。

町民課長 自衛官募集事務につきましては、自衛隊法第97条において法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に防衛大臣は募集に関し、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることがで

きると規定され、加えて住民基本台帳法第11条では閲覧の請求をすることができる旨規定されております。これらの法令に基づいて行っておりますので、対象者からの承諾は必要ないと現在のところ認識しております。

議長 普本歌織君。

3番 住民基本台帳法では、適齢者名簿のような名簿の一部を抜粋した個人情報の外部提供についての定めはないと承知しております。法律で定めのない個人情報についての外部提供というところに大きな問題があります。

また、先ほど根拠としておっしゃっていた住民基本台帳法では、一部を閲覧させることができるというふうになっており、提供できる、提供しなければならない、そういう規定ではないと考えますが、いかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 すみません。提供と閲覧させることができることの違いということのご質問というふうに理解してよろしいですよ。すみません、ちょっともう一回。

議長 普本歌織君。

3番 住基法では、一部を閲覧させることができるということが書かれているのです。なので、もし自衛隊の方が来て、閲覧、見てもらってということはできるのかもしれないですが、こちらで名簿として提供することができるという規定になっているかどうかということ伺っています。

議長 町民課長。

町民課長 失礼いたしました。確かに住民基本台帳法では、閲覧させることができる旨のところまでの規定しかございませんけれども、提供した4つの情報については自衛隊のほうで、その後それをどこにも出さないという形の確約も取っておりますので、そこは重きを置かないで、便宜上提供して、その旨だけに使用していただくという措置を取っておりますので、そこは大きな問題にならないというふうに判断して提供

しております。

議長 普本歌織君。

3番 そこは大きな問題にならないというのは、大変大きな問題、そのような認識はどうかと思います。法令にないところで提供しているということに当たると思いますので、その解釈は軽々しく考えてはいけないものだと思っております。

また、先ほど根拠として挙げられた自衛隊法97条1項は、自治体は「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」というふうになっております。名簿の提出をすることが事務の一部であるというふうには書かれておりません。

また、先ほどの根拠にありました自衛隊法施行令120条、こちらも自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し資料の提出を求めることができるというふうになっており、市町村に依じる義務を規定したものではありません。この法令をもって町が名簿を提供する根拠とはならないと考えますが、いかがですか。

議長 町民課長。

町民課長 自衛隊法及び自衛隊法施行令については、自衛隊側のほうから権利について述べているものです。住民基本台帳法のほうについては、市町村長は住民基本台帳の一部を、先ほど閲覧という形の話題になりましたけれども、そのことについては統計調査、世論調査等その他の総務大臣が定める基準に照らして公共性が高いと認められるもの、それから公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公共性が高いと認められるものについて規定している条文になりますので、その判断から公共性が高いという判断をしたところで提供しております。

議長 普本歌織君。

3番 もう一つ、また問題があって、防衛省からの通知、それに基づいて提供しているという

ことだったのですが、これは地方自治法245条4の1に基づく技術的な助言というふうにされています。同じく地方自治法247条3項では、自治体が国の助言に従わなかったことを理由として、不利益な扱いをしてはならないというふうにも規定されています。つまりこの国からの依頼に応じるかどうかは、自治体の判断であるということです。自治体の判断で提供するかしないか決めているということによろしいですか。

議長 町民課長。

町民課長 おっしゃるとおり、町としては住民基本台帳法に基づいて判断して提供しているものでございます。

議長 普本歌織君。

3番 自治体の判断であるというご答弁をいただきましたので、自治体として適切な判断をしていただきたいと思うのです。

では、本人に許可を取っていないということだったのですが、本人が情報提供を拒否したいとなった場合の手続はどうなっていますか。教えてください。

議長 町民課長。

町民課長 住民基本台帳法第11条の2におきまして、市町村長は住民基本台帳の写しを閲覧させることができると規定があるわけですが、統計調査、世論調査、その他総務大臣が定める基準に照らして公共性が高いと認められるもの、また公共的団体が行う地域住民の福祉向上に寄与する特に公共性が高いと認められるというものでございます。また、情報提供は、自衛官募集以外にも国、地方公共団体の事務、公共性の高い学術研究、そして選挙活動等を目的とする場合にも認められております。

自衛隊への情報提供にあっては、市町村長への情報提供を求めることについての法令が存在する一方で、望まない方を除外すべきことを定めた法令がないことから、現在では除外できる手続はございません。

議長 普本歌織君。

3番 今の根拠の中に、住基法の中での福祉の向上に適応する場合というのがあったと思うのですが、自衛隊からの募集、それに応じるということが福祉の向上に当たるかどうかということは、それは町が判断できることではないのではないかと考えます。

あともう一つ、個人情報保護法98条には利用停止請求権が定められていて、自分の情報が法令に基づかない提供がなされていると判断した場合には利用停止請求ができると定められています。このこととの整合性はどうですか。

議長 町民課長。

町民課長 個人情報を守るということについてということにお答えします。

配偶者によるDV被害、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者につきましては、個人情報もそうですが、被害者の保護の観点から、それぞれの法律及び住民基本台帳の一部の写し等の交付に関する省令等によりまして、申出によって本人以外への情報提供はしておりません。

個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律が基本となっております。その中で、第27条では個人情報の提供を制限しておりますが、法令に定めがあるときには提供できる旨の規定となっております。本件につきましては自衛隊法及び自衛隊法施行令等に基づいて提供しているものであり、引き続き個人情報の厳正な管理を行ってまいりたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 ストーカー被害とかそういうことではなく、自分の情報が法令に基づかない提供がなされているとその人が判断した場合ということについて聞いているのですが、その部分をお答えになっていないかなと思われま。

そして、もう一つ……このようにとても問題の多いところなので、引き続きそのような対応でいいのかどうかということは検討していただきたいということと、拒否する前提として、こ

のことを町民が知っているということが必要になりますけれども、少なくとも対象者はこのことを知っている必要がやはりあるのではないかと思います。対象者や、また町全体に知らせることは考えていませんか。

議長 町民課長。

町民課長 先ほどの質問で、法令に基づかない場合の情報提供についてということなのですが、今回の自衛官募集に関することについては、自衛隊法等の法令に基づいて行っておりますので、その情報提供については問題ないかというふうに思っておりますし、先ほどから言っておりますように、数ある中で自衛官募集に関する、そのみに特化した形で除外対応することは現時点では考えておりません。

議長 普本歌織君。

3番 先ほどの基づいている法令というのが自衛隊法97条、自衛隊法施行令120条、それが適用できるという判断自体が破綻していると考えます。なので、法令を基にということは、ちょっと考えられないのではないかというふうに考えます。

ほかの市の例でいくと、北上市は広報で市民に周知し、除外申請を行うことができるようになりました。これでも十分とは言えないと思いますが、最低限このような措置を取る必要があると思います。今後の検討にしていきたいと思います。

これまでの答弁を伺っていると、町民の個人情報を守るということの重要性をどのように認識しているのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。町長、町民の個人情報を守ることについて、どのように考えているのかお聞かせください。

議長 内記町長。

町長 法令等を遵守し、保護に努めてまいりたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 保護に努めるとおっしゃっていただきました。そのように考えるのであれば、最低限情

報提供していることを町民に知らせるですとか、本人の確認を取るといった良心的な対応の検討を求めます。このことは、引き続き追及していきます。

議長 ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 零時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き、普本歌織君の一般質問を続けます。

普本歌織君。

3番 引き続きよろしくお願ひいたします。災害時の対応についてです。先日、7月15日からの大雨では町内各所に被害が出ました。今も災害復旧にご尽力いただいている方々に敬意を表します。終わってみれば、人的被害もなく大事には至らなかった今回の災害ですが、終息するまでは不安を感じたという声も多数寄せられています。

1番です。避難等の情報の周知について伺います。告知端末は、ある家庭とない家庭とがあり、全員に必ず告知できるものではないことは承知しておりますが、告知端末からの情報を頼りにしている方もたくさんおられることと思います。今回の災害においては、災害本部の設置と廃止、避難所の設置と廃止については告知されていたと認識していますが、告知端末で知らせる内容についてはどのように決められていますか。

議長 総務課長。

総務課長 災害時の対応関係につきましては、総務課のほうから答弁させていただきます。

初めに、災害時の町の広報広聴活動であります。災害応急対策の推進や災害時における被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情などを広く聴取することとしております。その際、特に要配慮者の相談、要望について配慮をすることとしてございます。

報道機関に対しましては、資料提供及び被災報道のための取材活動について積極的に協力することとさせていただきます。

情報収集についてでございますが、地域からの情報、あと消防団や役場職員のパトロールのほか、関係機関との連携協力の下、それぞれが収集した広報資料、情報により、被災者、その他住民に必要な広報活動を行うこととさせていただきます。

広報項目としては、災害の発生状況、気象予報、警報等及び災害発生時の注意事項、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、指定避難所の開設状況などでございます。

次に、広報の手段でございますが、先ほどございましたようにひかり放送、告知放送やメール配信サービス、あとは広報車、ホームページ、あとテレビなんかの画面への表示という形で広報しておるところでございます。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 今回の告知内容は、先ほど説明もありましたが、避難指示が出たことによる避難所の開設ですとか、災害本部の設置ということだったと思うのですが、もっと危険度が高い避難指示であれば、告知端末で避難を勧告したり、また指示したり、そういうことも考えられますか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

避難指示等、緊急度が高まった場合についても告知放送と併せて、その状況によりますけれども、広報車なども活用しながら対応していかなければならないというふうに考えてございます。

議長 普本歌織君。

3番 今回の災害では、テレビ等の情報と告知端末の情報が一致していないと感じられた方も多かったようで、告知端末で避難の指示がされるのではないかと聞いていた方もいらっしゃったようですし、テレビ等の情報では自分

の住んでいる区域は避難指示区域になっているけれども、告知端末では避難しなさいとまでは言われていない、自分は一体どうしたらいいのだろうかという不安もあったようなのです。テレビなどの情報と告知端末の情報と、できるだけ一致させるという、そういうことはできますか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

テレビの情報と告知端末の情報の不一致だというようなご質問のようでございますけれども、基本的には同じものを流してございます。また、その情報の提供の方法でございますけれども、テレビのほうについては避難所に対して、そのところの行政区が対象だということで全体的な表示、そして告知放送につきましてはそのエリアに対して放送をしておりますので、それ以外の部分については放送は流れていないという状況でございましたので、一応それぞれ一致した中身を流させてもらっております。

ただ、タイムラグ、時間差というのは、どうしてもテレビのほうがちよっと遅れたりとかはあるかと思いますが、そういった部分では今後タイムリーに出せるようにしていきたいというふうに考えています。

議長 普本歌織君。

3番 そのように不安につながらないような広報を皆さん期待していると思います。

避難そのものについて、自分の住んでいる地域では、区長と消防団で避難が必要かどうかを見極めているということでしたが、町内各地域、行政区でそのような対応をしているのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

それぞれ各行政区等には自主防の組織等ございますので、自主防の会長さん、代表者さんと地域との話合いの中で、それぞれ各個で取組をされているという部分はございます。また、状

況によっては大丈夫だよということで、そういう行動をされていない場所もございますけれども、そういう形で基本的には自主防中心で、共助という形で取組をしてもらっているところがございます。

議長 普本歌織君。

3番 地域の組織が機能しているということは、本当にすばらしいことだと思います。

今回の災害においては、高齢者等避難ということでありましたが、地域の高齢者等に避難してもらった具体的な方法について、自分としても認識不足でしたし、地域の組織として行うというのであれば避難の方法確認、避難訓練など、行政区と連携してのものというものは行われているのですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

避難訓練等の関係でございますけれども、令和3年度には岩手県主催の防災訓練なども実施してございますし、昨年度は町の北部、貝沢、若畑、川舟地区を対象とした訓練を実施してもらってございました。今年度の予定でございますけれども、そこ以南ということで猿橋地区とか太田地区を対象とした形で避難訓練を、ブロックごとに回しながら取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

議長 普本歌織君。

3番 そのような取組がとても大事だと思います。いざとなったときに行動できるかどうかということだと思います。

次に、避難所についてです。今回の避難所を開設、運営するに当たっての人員配置、物品等に不都合はありませんでしたか。また、実際に誰が準備する、運営するなどはどのように決められているのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

避難所の人員配置、開設、運営につきましては、避難所を管轄する地区の自主防の組織の方

と連絡調整を図りながら、職員を配置して設置をしてございます。特に問題はなかったと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 今回の避難所の利用者は数人であったというふうに伺っておりますが、避難する人数が多数になった場合の想定はされておりますでしょうか。備蓄品ですとか、物資が十分かどうかというところはどうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

避難者が多くなった場合における対応の想定という部分でのご質問でございますけれども、今回の避難所のほかに臨時避難所を開設することも含めまして対応を考えておりましたので、特に問題はなかったなというふうに思っておりますし、物資につきましては、備蓄品等に関しても目標とする数値がございまして、それぞれ確保してございまして、この目標値というのは県で定めている数値を参考に備蓄をしております。その数はある程度そろえてございまして、大丈夫かというふうに認識してございます。

議長 普本歌織君。

3番 そのような備えがあることが本当に大事なことだと思います。

4番です。今回のような災害も、いつ起きるとも限りません。何年後に起きたとすると、今回の災害を経験された職員の皆さんも入れ替わり、経験を引き継ぐことが難しくなるということも考えられます。今回の経験でよかったことや改善点も含めて、次に生かしたり備えたりするための方策はどうなっておりますでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今回の災害の検証、そしてあと課題の洗い出しを行いながら、防災訓練、先ほどもご質問ありましたが、こういったものを実践しながら、今後の対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長 普本歌織君。

3番 では最後に、町長に災害に強い西和賀町に向けての考えをお聞きます。

議長 内記町長。

町長 現状の災害対応体制については、今総務課長から答弁させていただいたとおりですが、今回の災害を通じまして改めて、いざというときにどうするか体制も大事ですが、日頃の避難訓練と、あるいは各自主防災組織、ところによっては公民館単位で勉強会を開いているようではありますが、それを日頃からやっていただく、あるいはやっていただくように要請するということが大事であるということを変更して感じたところがございますし、その方向で取組を進めてまいりたいと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 そのように行政が主導していただくと、皆さんの安心につながるかと思います。

次に移ります。マイナンバーカードと健康保険証のひもづけについてお願いします。国が進めているマイナンバーカードと健康保険証のひもづけについて、マイナンバーカードの健康保険証情報が他人のものとはひもづいていた、またはそれによって窓口で医療費を誤請求したのですとか、誤った薬が処方されそうになったなどのトラブルが全国で多数起きていることが報じられています。町内では、そういったトラブルは起きていませんか。

議長 町民課長。

町民課長 マイナンバーカードと他の情報とのひもづけについて、カードを交付している窓口の立場からお答えしたいと思います。

カード普及の一環で、保険証などとひもづけすることによりマイナポイントを取得できるキャンペーンがあり、パソコンやスマホから個人で設定できる仕組みになっておりますが、少なくとも町内では、キャンペーン中に新しくカードを申請された方の多くは、窓口で交付される

タイミングで職員による窓口支援で対応したという状況でした。高齢者の方は特に多かったと思います。

その後、誤登録であったとか、他人の保険証情報とのひもづけ等の報道により全国的な話題となっておりますが、こうした事案を踏まえて、町民課にも総務省、デジタル庁、岩手県と様々な調査がありまして、町民課のような窓口交付担当部署に対しては、住民基本台帳システムとの連携について、それからカード発行時の本人確認の状況、それからマイナポイントの関連のひもづけ設定時の状況について、いわゆるマニュアルどおりに行っているかという調査でございました。町では全て適正に行っており、その旨の回答をしているところがございますが、そのほかにも各保険者や業務ごとの各部署へも調査が行われているようです。これまで町内における不具合の報告は、窓口では受けておりません。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 すみません、健康福祉課からは、所管をしております国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者についてお答えします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するために登録したデータに誤りが生じている件につきましては、保険者として岩手県健康国保課及び後期高齢者医療広域連合が登録データの点検を実施し、町内の国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者でマイナンバーカードに登録した方では誤りがないことを確認しております。

また、町民の方から、医療費や薬の処方などのトラブルについての相談や報告は寄せられておりません。

議長 普本歌織君。

3番 トラブルは今のところ起きていないということで、安心しました。職員の皆さんにも多大なご苦勞をかけているなというふうに思います。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、高齢者の方からもいろんな情報がひもづいているカードを持ち歩くのが怖いのですとか、暗証番号を忘れることが不安ですとか、介護の現場でも施設でこのカードを預かるってどういうふうにしたらいいのだろうかとか、そういう不安が各所から出てきているところだと思います。

国が進めていることではありますが、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけ、そして健康保険証を廃止するとしている国の方針について、これまで町民の命を最優先に守ってきた町の首長として、また町立病院を有する町の首長として、町長のお考えを伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

社会活動や生活の多様化が私たちに豊かさをもたらしてくれている今日の日本社会におきまして、各分野における担い手不足も加わり、情報を的確に素早く処理する仕組み、特に情報処理機械を用いての情報蓄積や処理の仕組み、システムはなくてはならないものであると認識しております。こうしたことから、国を挙げてより円滑な社会活動ができることを目指し、DX、デジタルトランスフォーメーションを推進しているものと理解しております。こうした取組の中核、これからの日本社会にとり不可欠な手段として、いわゆるマイナンバーカードの普及が図られていると認識しております。

議員ご指摘のような課題があることは、全てということではございませんが、認識はしているつもりでございます。一般論となりますが、最初から完璧なシステムを構築することは不可能であると思っております。国民の福祉の向上という大目標の下に、国によりこの政策が進められております。進める過程において一定の課題が発生するのもやむを得ないものであり、その課題ごとに的確に対処していただき、諸課題を解決し、目指すシステムを完成していきたい

というふうに考えております。

議長 普本歌織君。

3番 課題が生まれるのもやむを得ないということでしたが、事は命に関わることで、町としては慎重に取り組んでいただきたいなと思っています。国としての具体策も二転三転しておりますし、この場であれこれと追及することはしませんが、今後も住民の命と健康を守ることを最優先にしていきたいなと思います。

次に行きます。幼児が絵本に親しむ環境づくりについてです。幼児教育において、図書環境が充実していることは言うまでもなく大切なことです。第2次西和賀町子どもの読書活動推進計画においても、読書環境を身近に整えておくことは重要であるというふうに述べられています。西和賀町の幼児に対して、また保育所、保育園の園児に対しては、どのような方法で本に親しむ経験の保障をしていますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 幼児や園児が本に親しむことについてお答えいたします。

教育委員会としても、本に親しむための環境づくりはとても重要なことであると認識しております。保育所、保育園では、保育士さんが朝の会やお昼寝前、帰りの会などの心を落ち着かせるときや、自由遊びのときも読んでほしいというときには、なるべく子供たちの希望に応えるようにしておりますし、絵本だよりや保育所だよりなどで、保護者にも絵本の大切さ、親子のスキンシップの大切さなどを伝えております。

また、町立図書室においても、子供の発達段階に応じて読書に親しめるようキッズコーナーを設けたり、移動図書館車の巡回図書による保育所、保育園の訪問などを実施しながら、子供たちが様々な本を選べる機会を設けるようにしております。

議長 普本歌織君。

3番 重要と考えているということで、とても安心しました。

2番の幼児教育機関である保育所、保育園に対してはどのように充実を図っているか、特に図書を購入するための予算はどのようになっているかということをお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 保育所、保育園にどのように充実を図っているかについてお答えいたします。

先ほどお話しした絵本日よりでは、保育士のお薦めの絵本の紹介や新しく購入した本の紹介、季節ごとに玄関の絵本を交換しておりますので、既設絵本の紹介、読み聞かせの大切さの紹介などを行っています。また、各クラスに絵本コーナーを設置し、常に絵本を手にする事ができる環境づくりをしております。

現状としては、移動図書館車による本の入替えや卒園保護者からの寄贈、保育所経費での購入、保護者会費での購入などを合わせながら、保育所、園の図書の環境の整備に努めている状況にあります。

議長 普本歌織君。

3番 各園の保育所経費の中でということですが、ほかの絵本ですとか絵本以外の教材ですとか、そういうものと同じくくりの予算の中でということではよろしいですか。

議長 学務課長。

学務課長 今ご質問ありましたとおり、保育所につきましては消耗品の中での絵本の購入という形にさせていただいております。小学校、中学校でありますと、備品購入という形で購入はしているのですが、小中学校のほうにつきましては備品ということで、そういった場合は台帳整備して管理するというふうにつながってくるのですが、保育所さんになりますと幼児さんが読んだりすると破けたり、そういった部分も多々あると思うので、やっぱり消耗品という中で、保育士さんにあまり負担がかからないような形の中での本の管理が望ましいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、消耗品の中でということであれば、ほかにたくさん必要なものが出てきたりしたら、その年は絵本を買えないというようなこともありますか。

議長 学務課長。

学務課長 消耗品の枠の中での対応ということになってきますけれども、そこは保育所の園長さん等と相談をしながら、その執行状況を見ながら相談をしながら対応していくということになるかと思えます。

議長 普本歌織君。

3番 各保育所、保育園でどの程度図書の更新ができているか、聞き取ったり調査したりしたことがありますか。

議長 学務課長。

学務課長 実際に聞き取ったりはしております。ただ、やはり議員ご指摘のとおり、冊数的に多い状況ではないというふうには認識しております。ですので、今後に向けてのことになりますけれども、実情のほうを保育所長さん、保育所長会議もありますので、そういった部分から聞きながら、来年度に向けての対応というところをまず検討していければなと思っております。

議長 普本歌織君。

3番 絵本そのものと併せて、書架、本棚ですとか、そういうものも足りているかどうかということも聞き取っていただくと、図書の充実につながるかなと思えます。

また、幼児にふさわしい図書環境について、各保育所、保育園で整えるというふうになると、先生方に研修していただくということも重要だと思うのですが、そのような機会はつくられているでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 そういった部分の研修というか、実際どう保育士さんのほうと進めているかという部分は、申し訳ありません、私もちょっと認識不

足なところはありますので、所長さんとか、そういう保育所等にお邪魔したときとかに情報を仕入れながら、対応を考えていければと思うところでした。

議長 普本歌織君。

3番 保育所、保育園にとって、図書環境が充実するということは日々の保育が充実するということでもあります。町長に伺います。そのように重要な幼児期の図書環境の充実について、どのようにお考えでしょうか。

議長 内記町長。

町長 今ご指摘いただいた点、課長からお答えしている対応をさせていただいておりますけれども、読書推進については幼児に限らず、トータルで町としての推進計画を立て、進めておりますので、そういうものに従いながら充実に努めていきたいと思えます。

議長 普本歌織君。

3番 充実に努めていただくということで、今後もそのようにしていただきたいと思えます。まずは各園の実情を把握していただき、必要な措置を講じるということをお求めまして、次の質問に移ります。

保育所、保育園のあり方についてです。今年度は、保育所、保育園のあり方検討委員会を定期的で開催し、保育所、保育園の今後のあり方の方向性を定める年になっているというふうに伺っています。第2次西和賀町総合計画において、保育所、保育園は未来を担う子供たちの生きる力を育む学校教育のうち、幼児教育を担う機関として位置づけられています。その重要な幼児教育が、まちづくりにおいてはどのような役割を担うものであるかについてお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 まちづくりにおける保育所、保育園の役割についてお答えいたします。

保育所、保育園は、仕事や病気などで家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わり

保育を行う児童福祉施設となりますので、総合計画においては子育て環境の充実に位置づけられる役割の部分が大きいものと認識しております。しかしながら、幼児期は生涯における人格形成の基礎となる資質、能力を培う重要な時期であるものの、町内には幼稚園などの幼児教育の専門機関が設置されていないことから、その役割を保育所、保育園が担っている部分もあり、総合計画においては教育領域での取組についても上げているというところです。

現状として、保育のみならず、小学校への円滑な接続面も考慮しながら、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることで、自立心や共同性、道徳性、規範意識の芽生えなどの発達を意識した指導に当たっていただいているところですし、西和賀町として特筆できるのは、幼児が英語に親しむことを目的に、外国人英語講師が各保育所、保育園を訪問し、触れ合いの時間を設けているところです。まちづくりの中で、本町の保育所、保育園は、幼児それぞれの時期と成長に合わせた指導を行うなど、幼児教育の役割も担っている重要な施設であると認識しているところです。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、保育所、保育園のあり方検討委員会については、どのような構成員で、どのような内容について話し合うものか、またその経過についてお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 保育所あり方検討委員会についてお答えいたします。

進む少子化等の現状を踏まえ、西和賀町の今後の保育施設のあり方についての方向性を検討するため、西和賀町保育所あり方検討委員会を設置し、第1回目の委員会を今年3月に、第2回目を5月に、第3回目を6月に開催しております。委員は15名で、社会福祉法人にしわが愛児会の理事長、各保育所、保育園の保護者会長、そして園長、所長、西和賀町PTA連合会会長、

知識経験者として社会福祉協議会推薦者、民生児童委員協議会長、西和賀町校長会会長の方々を委員に委嘱しております。

第1回目の委員会では、西和賀町における保育の現状として、子供人口の推移、保育施設ごとの入所児童数の推移と今後の見込み、施設ごとの充足率、保育施設の運営に係る委託費の考え方、財政支出として決算の推移、建設年度などの保育施設の現状、今後の検討スケジュールなどを説明し、意見交換を行っております。

第2回目では、1回目の委員会で資料説明の要望がありました保育施設ごとの保護者の送迎の時間の状況が分かる資料と、現状行っている保育サービスの内容の説明を行った後、統合するとした場合に想定される組合せ案等について意見交換を行っております。

第3回目では、2回目の検討委員会の意見を踏まえ、公立、私立保育所の統合の組合せ案を示し、それぞれメリット、デメリットを補足しながら意見交換を行っております。また、保育施設を利用している保護者の意見をお聞きするためのアンケート調査内容等についても協議を行いました。現在は8月中旬に実施したこのアンケート結果を集約しているところであり、この結果を基に第4回目の委員会を9月下旬に開催したいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 このあり方検討委員会の中で、統合ということも出てきているというふうにお聞きしました。保育所、保育園の保護者会長が出席しているということですが、保育所、保育園の保護者全体の意見を取りまとめて出席しているということでしょうか。各保育所、保育園で意見の取りまとめはどのように行っているのですか。

議長 学務課長。

学務課長 現時点では保護者会長さん方が保育所、保育園ごとの全体の意見を集約して出席しているという形ではありません。代表として聞いた部分を機会があったときに、持ち帰って保

護者会のほうで相談する機会にまずお知らせしたりして、意見を聞いたりしてまた来てもらうという形になりますので、今後の協議が進む段階に応じて、そういった保護者会長さんが会員の皆さんにお知らせをしながら、お聞きしながらの部分で会議でまた意見を求める形になるので、初めから意見集約した形で出席してもらっている形にはなっていない状況でした。

議長 普本歌織君。

3番 先ほど話が出ていた保護者アンケートですが、そのように各保育所、保育園でも意見を集約しているわけでない、そういう中で保護者アンケートが出た、そのことでアンケートの中の文言に保育所、保育園の統廃合も含めて検討していますという文言があったようです。このことから、今までの経緯もよく分からないのに、どのように意見を出せばいいのか困ったという声が寄せられています。統廃合を検討しているのはどこで検討しているということなのか、またそのことについて保育所、保育園を利用している保護者への説明はあったのかお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

保護者アンケートにつきましてですけれども、その前段階で保育所のあり方検討を進める部分ですけれども、やはり子供の児童数減少に伴ってという形で、現状の形でいいのかという部分につきまして、以前から議会のほうでも質問を受けて、やはりそういった部分、現状を踏まえた上で検討を進めていかなければならないのではないかということは、ご指摘を受けた形で進んでいるということをまず初めに答弁しておければと思います。

そして、アンケートの部分につきましてですけれども、アンケートの内容について、そういった統合案でメリット、デメリット的な部分につきまして、こういったことがあるのですけれどもというところはアンケートの部分の文面

のほうにも一応記載はさせていただきながら、周知を図った上での意見を求めているという形であると私のほうは認識しているところです。

議長 普本歌織君。

3番 統廃合というとても町にとって重要なことの意見を聞くに当たって、アンケートの文面だけで説明もないというところでは、保護者からの不安が出るのではないかとすることは予想しませんでしたか。

議長 学務課長。

学務課長 この後、第4回目の委員会を開催させていただいて、このアンケート結果についての意見集約した結果等を踏まえて、委員の皆さんからもご意見を聞きたいと思っています。その際に、そういった保護者からの不安的な部分もあったということも説明をしながら、実際に保護者会長さんのほうからもどのような声を聞いているかとか、そういった部分を確認しながら進めていければと思います。

議長 普本歌織君。

3番 実際そのように思われている方もいらっしゃると思いますので、慎重に対応していただければと思います。

まちづくりの中で重要な役割を果たす幼児教育機関である保育所、保育園の今後のあり方の方向性を定めるに当たって、町民の皆さんから広く意見を募ることは考えていますか。

議長 学務課長。

学務課長 広く町民からの意見を募ることについてお答えいたします。

この保育施設のあり方検討につきましては、やはり実際の子育て世代の意向がかなり重要であると捉えているところであります。アンケート等によります町民全体からの意向把握は、現在予定はしておりませんが、検討委員会のメンバーの中には知識経験者として、民生児童委員や社会福祉協議会推薦者などの子育て世代以外の方々にも参加していただいているところです。また、ホームページ上で意見をお聞き

する方法もあろうかと思えます。

今後アンケート集約結果について検討委員会において協議してまいりますので、その際に委員の皆さんからも今後の意見募集のあり方について伺ってまいりたいと存じます。

議長 普本歌織君。

3番 実際の子育て世代の声が重要なのはとてもよく分かります。しかし、実際の子育て世代もあと数年後には保育所の保護者ではなくなります。子育て環境を考えるとという上では、やはり町民の皆さんから広く意見を募ることが大事なのではないかと思えます。子育て以外の委員の方も、民生委員であれば地区の皆さんの声を集約するとか、そういう予定はありますか。

議長 学務課長。

学務課長 民生委員さんに全体の集約というか、意見集約をお願いするようなことは、現時点では考えていないところです。ちょっと繰り返しの答弁になってしまいますけれども、そのようなご意見をいただいておりますので、今後の委員会の部分でアンケート調査の集約結果含めて協議する場面がありますので、今後の意見集約のあり方についてもまず皆さんからお聞きしていければと思います。

議長 普本歌織君。

3番 これは、本当にぜひ検討していただきたいです。今後町に若い人が住み続けられるかどうかという瀬戸際で、教育資源である保育所、保育園をどうするかという問題を町の皆さんと一緒に考えていただくというものだと思います。そのように行政が主導するというのもできるはずですので、ぜひ今後検討していただきたいです。

町長に伺います。保育施設の充実は、若い世代にとってとても重要です。今後子育て環境をこの町にどのように整えようとするのか、若い世代にとっても住みやすいまちづくりに向けてどのようにお考えですか。

議長 内記町長。

町長　　ご指摘のように非常に重要なことであると、子育てにおきまして、あるいは今後子供を育てていく上での教育、地域においては非常に重要だということは全く私もそのとおりで思っております。そうしたいと思っております。

一方で、子供が少なくなるという現実を見据えた上で、あるいは町内には2つの公立と私立という状態、あるいはいろんな距離的な問題とか、施設の老朽化とか、そういうことを考え合わせた場合に、早急に持続性をしっかり持って、安心というか安定してやっていくということを早めに示していくということも重要であろうというふうに考え、検討を加速していただいているところがございます。そういうようなことを総合的に勘案しながら、今ご指摘のようなことも踏まえて検討を進めさせていただきたいなというふうに思っております。

議長　　普本歌織君。

3番　　ぜひそのような若い世代にとっても、どの世代にとっても住みやすいまちづくりに向けて、行政と議会、町民と力を合わせていけたらと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長　　以上で普本歌織君の一般質問を終結いたします。

ここで1時50分まで休憩いたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時50分 再 開

議長　　休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、中村ひとみ君の質問を許します。

中村ひとみ君。

4番　　議席番号4番、中村ひとみです。よろしくお願いたします。

9月へ入りまして、やっとな朝晩涼しくなっていて、ちょっとアブも減ってほっとしているところなのですが、今日も結構暑いんです。まだ暑い日が続きますので、熱中症気をつけていただ

きたいと思います。あと、町はエアコンをつけていないお宅が結構多いのですけれども、高齢者の方ですとか、小さなお子さんいらっしゃるお宅ですとか、あと公民館、結構人が集まりますので、命を守る手段の一つとして、エアコンというのはこれから必要ではないかなと私は考えています。皆さんも真剣に検討していただければと思います。

あと、7月の大雨の影響で、甚大な被害はなかったのですけれども、爪跡が各所に残されています。例えば林道、二百名山の和賀岳、あとは景観のとても良好な、初級者にも人気の真昼岳、こちらに行く登山口までの林道が土砂崩れですとか崩落でずっと、もう来週になるとほぼ2か月ぐらいになると思うのですけれども、通行止めです。やはり西和賀町の自然を楽しみたいという方、あと登山の愛好家の方とか、私もそうですけれども、本当に西和賀町の自然きれいなんです、そういった方たちの早く入山したいという声も聞こえますので、復旧作業大変だと思います、この暑さの中で。本当に感謝しています。もう一踏ん張り頑張ってください、この残暑が過ぎれば秋の行楽シーズンがやってきます。ですので、何とかもう一踏ん張り頑張ってください、復旧作業を進めていただくと、西和賀町の自然を楽しんでいただけるようにご尽力のほうをお願いしたいと思います。

ちょっと前置き長くなりましたけれども、一般質問に入らせていただきます。私からは5件ほどございます。まず、最初の質問ですが、ご意見箱の設置についてです。町長が行政を進める上で、住民との対話を深めていくことを重要な基本姿勢としており、住民懇談会など、対話の場を設けているようでありまして、開催回数、町民の出席状況などを鑑みるとまだまだ不十分と感じております。

そこで、町政に対し、より多くの町民の意見や提案、質問などを吸い上げる仕組みとしてご意見箱なるものを両庁舎に設置し、意見の集約

をしていく工夫が必要ではないかと思えます。  
このことについて考えを伺います。

まず1つ、前述のご意見箱の類を町長の任期中に設置するご意向があるかどうかを伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

大変恐縮でございますけれども、議員にご質問いただくまで、私にご意見箱の発想、考えはございませんでした。発想、考えがございませんでしたので、設置するとかしないとか、検討していなかったのが実情でございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 では、ご意見箱の設置をしないというその理由を詳しく、具体的にお伺いします。

議長 内記町長。

町長 ご質問いただくまで、ご意見箱を設置するとかしないということ考えを持っておりませんでした。ご提案いただいておりますご意見箱につきましては、まず議会と行政と意見箱の関係や意見箱を設置している例などにつきまして、そしてまた何よりも望まれる広聴はどうあればいいのかというような視点も含めまして研究をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ということは、ご意見箱というのを設置する多少なりとも意向があるというふうな形でよろしいのでしょうか。

議長 内記町長。

町長 今回のご質問をいただきまして、いろいろ担当課での意見を聞いたり、担当課といいますのはこれまで広報広聴をやっている部分とか、住民の意見を聞く場面、直接の広聴広報に限らず各種計画を進める上でのアンケート調査等も含めて、そういうような意見を聞いて協議させていただいております。また、過去にも似たような例がないかということで調べましたところ、広報への意見書ということで、はがきを印刷したものを広報に刷り込みまして、それでもって

意見をもらってそれに応えるというような過去の事例もございました。ただ、それは続いておりません。あるいは、他の市町村等の例も見なければいけません。その視点は何かということ、広聴広報というのはどうあればいいかということに関わってくると思いますし、住民の意見というのはどういうものかという姿勢も大事であると思います。

あと一方で、恐縮ですけれども、どうしてもご意見箱というと、私が以前から広報を担当していた折からも考えていたのですけれども、目安箱というのをどうしてもイメージしてしまっていて、あるいはなかなか意見が言えない人が、名前を名のれないとか、そういう人が何とか意見を届けるための箱という、前時代的な発想だと思いますけれども、どうしてもそういう点が拭い切れなくて、やはり議会がこういうふうに整っている、あるいは民主制度が整ってきた状況におきましては対等で話し合っ、どういう問題意識を持っているかというような、対等でいろいろ意見を交わしながらやっていくということが私は原則だというふうに思っておりますので、そういう形がどうあればいいかという視点で考えさせていただきたいという意味でお答えさせていただいているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ちょっと関連した質問になると思いますが、例えばご意見箱がないので、封書とかはがきとかで書いて、庁舎に送って意見を述べた場合というのはどういうふうな扱いになるのでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

現実にもそういう文書等を頂いておりますし、直接お電話もいただいております。そういう場合には、可能な限りお答えさせていただいております。そういうような形では対応させていただいております。ただ、それが仕組みかどうかと言われると、そういうご意見箱のような形で

仕組み化はしていませんけれども、現実にはそういうような対応はさせていただいております。

議長 中村ひとみ君。

4番 どういった内容の質問が来ているとか、どういった内容の意見ですとか、どういったものが来ているかというのをやはり一般の町民も知りたいのではないかと思いますので、そういったものをまとめたものを、例えば広報ですとか、あと告知放送とか、何かそういったところで聞けるといいのではないかなと私今思いましたけれども、そういったところいかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 ご指摘のところは望ましいところだと思います。ただ、物によりましては、なかなか公表することによって、そういうご意見といたしますか、中身によってはご意見と言いきれないご意見もございますけれども、そういうものを公表することはどうかなというようなこともございます。ただ、その辺を、今はそういう形でやっていますけれども、基準を設けてどうかという点も含めまして、今いただいたようなご意見を基に検討、あるいは広聴のあり方を進化させていきたいなというふうに考えております。

議長 中村ひとみ君。

4番 町政とあとは町民、やはり意思疎通ができる場というのは大事かと思っておりますので、今後の政策といたしますか、そういったところに反映させていただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問は、かわまちづくり事業についてです。町では、河川空間とまちの空間の融合を図り、良好な空間形成を目指し、令和3年にかわまちづくり計画を策定し、国のかわまちづくり支援制度を活用し、ソフト面とハード面の両方から事業を展開することとしています。この事業に関して質問させていただきます。

まず1つ目、事業実施に伴う経済的な波及効

果をどのように考えているか、効果額も含めて伺います。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課から答弁いたします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

かわまちづくり事業であります。地域が持つ資源や地域の創意に富んだ知恵を生かし、地域活性化や観光振興などを目的に、町、民間事業者、地元住民及び河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間の融合による良好な空間を形成し、地域のにぎわい創出を目指す取組でございます。観光振興が目的の一つとなっておりますので、当然のことながら観光誘客を図っていくものであり、そこには一定の経済効果が生まれることも期待をしているわけでございますが、この事業のみの効果額というところまでは、残念ながら試算を行っているわけではございませんので、その点をご容赦いただければと思います。

議長 中村ひとみ君。

4番 こういった15キロにも及ぶ大がかりな工事ですので、プロジェクトですので、そういった試算、財政的な波及といたしますか、経済効果というものもやはり頭に入れて、こういった事業というのは進めなければいけないのではないかなと私は思うのですけれども、あとはこういった大きな事業というのは、町民も巻き込んで将来的にはいろいろな部分、維持管理など、そういったところも巻き込まれてしまうのではないかなとか、町民にも影響が及ぶことではないかと考えますので、こういった大がかりな事業を立ち上げるときというのは、着工とか採択される際というのは町民の意見も採択に含むべきではないかなと考えるのですけれども、ちょっとこれまでの経緯が分からないので、私なりに調べてみたのですけれども、その辺りまでたどり着かなかったので、その辺りもお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

このかわまちづくり事業でございますが、令和3年度から事業に着手しております。先ほども答弁しておりますけれども、地域活性化や観光振興などを目的として、町、それから民間事業者、それから地元の住民も関わっております。ここまで国土交通省や地域自治組織、関係団体、有識者などで構成するかわまちづくり協議会というものを設置しております。これまで延べ8回開催してきておまして、そういった形で地元住民も関わった取組となっているところでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ご説明ありがとうございます。

では、2番目に行きます。本事業は、令和8年度にかけて、国と一体となり環境の整備を進めると本年の広報7月号に示されていましたが、全体構想が終了するまでに何年かかり、この間町が負担する経費は幾らぐらいになるのか、それと併せて、全体構想が終了した後の維持管理、こういったところの額なんかも教えていただきたいと思っております。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

初めに、全体構想が終了するまでに何年かかるのかというお尋ねでございますが、国土交通省の認定を受けているかわまちづくり計画ですが、こちらは令和3年度からの6年間、つまり令和8年度までとなっておりますが、その後には町単独での事業実施期間として4年間を見込んでおりますので、全体構想としましては6と4で10年間を見込んでおるところでございます。

次に、この間に町が負担する経費についてでありますけれども、これは10年間で2億6,000万円ほどを見込んでおります。また、維持管理の費用でございますが、こちらにつきましては具体的な試算は行っているわけでありませんが、少なくともこの事業で町が大きな箱物を整備す

るというような事業ではございませんので、維持管理費用が大きく膨らむというような想定をしているものではございません。

議長 中村ひとみ君。

4番 分かればですけれども、例えばこの10年で2億程度ということでしたけれども、これは箱物ではないですけれども、逆に自然、錦秋湖のエリアといいますか、あの部分、自然の資源、地域資源を使った施設というものになると思っております。令和2年にそういったかわまちづくり事業の協議会が発足したと思うのですけれども、なので令和2年に発足したときにそういった工事の構想というのは出来上がっていると思うのですが、令和3年に107号線は地滑りが起きて、土砂崩れのおそれがあるということで通行止めになりました、長い間。なので、地質的な問題、ああいったところも大丈夫なのかなという懸念もありますし、あとは動植物に対する自然環境への影響、そういったところの調査とか、そういったものというのは依頼するのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

この事業の実施区域には、ただいま議員がご指摘になった国道107号の地滑り地帯、地滑り箇所もこの事業区間と関わる場所がございます。したがって、そういう地質的なことでどうのこうのということではございませんが、今トンネル工事が始まりますので、そちらの工事との兼ね合い等も見ながらかわまちづくり事業の実施予定箇所は事業を進めていくということになりますし、それから動植物の話がございましたけれども、こちらどこか調査機関に委託をするというようなことではなくて、町内に専門家がいらっしゃいますので、そういった専門家の方々のご意見を伺いながらこの事業を進めていこうとしているものでございます。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。

では、3番目、本計画では槻沢地区から道の

駅の錦秋湖までおよそ15キロメートルのサイクリングコース、回遊ルートを整備すると最初の構想にありますけれども、今回の地滑りの区域というものも考えて、いろいろと構想の変更などあったのかなというふうに考えていますが、そういったところいかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

お尋ねのサイクリングコースにつきましてですが、こちらにつきましては今回の事業で整備する4つのエリアございますけれども、この4つのエリアを線で結び、ネットワークを形成しようとするものでありまして、このサイクリングコースそのものを整備するものではございません。あくまでも4つのエリアのハード整備と組み合わせたソフト施策として位置づけているものでございます。したがって、これに工事が伴うということではございません。

議長 中村ひとみ君。

4番 ということは、マップをちょっと見たときにつながっているように見えたので、国道107号線のどこをサイクリングコースにするのかなと。昨日、私もちょっとずっと走っていたのですが、すごく広いところもあれば細いところもありますし、一体どこをどういうふうにするのかなと、それか下のほうに造るのかなとか、いろいろ構想しながら運転していたのですが、ではサイクリングコースというのはその区域ごとにちょっと造るということなのですか、そのエリア内に。全部つなげてということではなくてでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 あくまでも4つのエリアを整備する予定になっております。その4つのエリアは、既存の道路、国道等で結ばれておりますので、特にサイクリングコース、エリアの中外かかわらずサイクリングコースとして整備するということではございません。

議長 中村ひとみ君。

4番 最初の構想のマップにサイクリングコースと書いてあったので、ちょっと混乱した形になりますので、訂正していただければと思います。

では、4番目の質問です。本事業の事業主体は町が中心となりますけれども、施設の整備や維持管理は民間業者が担う部分があるのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

施設等の整備につきましては、町が整備主体となります。維持管理につきましても、原則として町が行っていくことになると思っております。民間事業者が担う部分があるのかというお尋ねですけれども、大々的に予算をかけて業者委託するというようなことは現時点で想定しているものではございません。

議長 中村ひとみ君。

4番 分かりました。やはり西和賀町にとっては超高齢化ですね、高齢化が本当に加速していますし、人口減少という点においては、日本国内もそうですけれども、やはり西和賀町はすごく深刻です。マンパワーをいかにして確保するかというのは、どの事業に、どの課においてもいろいろな悩ましい問題でありますので、造りました、維持管理する人がいません、結局負の遺産になるという形にならないように、ここは本当に覚悟を決めてしっかりとやっていただきたい、本当にそう思います。きちんとキーパーソンを置いて、そしてあまり悪いことばかり言いたくないですけれども、町には忘れ去られた地域資源というのが点在しています。キャンプ場なんかもそうですけれども、そういったところの現状を見ながら、今後こういった大きな地域資源を造っていくわけですから、やっぱりそういうところをきちんと維持管理して、将来にもつながる、続く、自慢できる地域資源にしていきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。観

光商工課の取組について伺います。町全体の多様な地域資源、観光資源、文化、歴史、地域のイベントなどを理解、把握すること、それらの情報収集、情報発信をどのようにされているのかを伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

町では、第二次西和賀町観光振興計画第1次アクションプランにおいて、西和賀町観光協会が主体となり、観光資源のリスト化、観光施設ごとの素材収集、季節ごとの素材収集、観光に関わる物産の素材収集、町内の未開発観光資源の把握に取り組むこととしております。地区観光協会、観光関連の各種団体等との情報交換、町担当課との定期的な話合いの場を設置、情報収集に努めるほか、効果的な情報発信手段であるSNS等の閲覧データを分析し、ニーズに沿った発信となるよう改善を図りながら進めているところでございます。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。西和賀町は、非常に面積が広いです。東京都23区とほぼ同じぐらいの広さです。地域資源というのがすごく点在しているわけです。それで、私の感想ですけれども、やはりその全体の地域資源、どこに何があるかというのを分からない状態なのではないかなというふうに感じました。実際にやはり足を運んで、どこに何があるか、今の現状をきちんと確認して、それをいかに利活用できるかとか、今後どういうふうにして発信していけば地域おこしになるかとか、そういったことも実際に足を運んで見ていただきたいというのが私の思いであります。

あとは、マンパワーがかつかつだとは思いますが、集落支援員の方ですとか地域おこし協力隊の方ですとか、そういった方たちとの情報交換ですとか、連携を密にしながら地域資源を発信するというのは、やはり次の世代にま

でつなげる、今ある地域資源を次の世代にまで持っていくという大切な役割だと私は思いますので、そういったところをご尽力いただきたいと思います。

あとは、関連したということで、5月に錦秋湖マラソンがありましたが、沢内地区のほうではいわて銀河100kmマラソンというのが6月にありました。これは、全国から2,000人近いランナーの人が参加するのですが、これに関してもお伺いしたときには知りませんという内容でしたし、発信されますかと言うと告知しますと聞いたのですけれども、当日近くなって告知はありませんでした。やはりこの100キロマラソンというのは、北上をスタートして、なめとこを走って、川舟を經由して高下、エイドを通して、雫石にゴールするのですが、ハーフマラソンに関して、50キロは沢内バーデンスタートです。あとの経路は一緒ですが、東幹線を走ってきますけれども、非常に西和賀町の宣伝になる、これも重要なイベントの一つだと私は思いますので、こういったところもきちんと発信していただきたいと思います。

あとは、先ほど最初の挨拶のときに言いましたけれども、これは観光課なのか建設課なのかちょっと不明ですが、林道、二百名山の和賀岳、あとは真昼岳、これも観光の一つです。体験観光というのですが、なのでホームページを見るとただ通行止めとしか書いていないのですが、やっぱり状況を知りたいのです。今どの辺まで工事、復旧作業が進んでいるのかとか、そういった情報が手に入らないというのが非常に残念だと、これを何とか改善していただけないかなというふうに考えます。これはどこの管轄なのかちょっと、行政内でお話をいただければと思います。

あと、西和賀FANというサイトが2018年で更新終わっていますけれども、これ非常にいいサイトだなと思いました。町の地域資源をとてもうまく表現してしまっていて、これ2018年でなぜ

終わってしまったのかなと非常に残念に思っています。これはできれば継続して、今インスタなどもフェイスブックなどもありますけれども、やはりこういった情報というのもリンクをつなぎながら情報発信すると、この西和賀の、まさに西和賀ファンですね、西和賀ファンが増えるのではないかと、顧客満足度につながると思われますので、こちらのほうも検討していただきたいと思います。

次に行きます。4番目、冬期間の来町客を増やす取組についてです。冬期間は、人気の飲食店も休業し、天候の影響もあり来町客数が落ち込みます。顧客満足度調査を冬も実施している点においても、毎年恒例の雪合戦や雪あかりイベントに加え、冬に訪れたいくなるようなピンチをチャンスに変える仕掛けづくりをしているのかどうか伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

令和4年度、冬期に実施した顧客満足度調査において、記述回答総数269件のうち、雪に関する回答は73件ありました。多かった記述として、道路除雪がすばらしい、雪景色がすばらしい、雪あかりに感激した等が挙げられ、雪を楽しむに来町されていると改めて感じたところがございます。

あともう一つ多く寄せられたのは、豪雪地帯と聞き、実際町に来るまでに不安であったという意見、あと来てみたら除雪が行き届いており安心したという意見が多かったというふうに捉えております。多くの方が当町の冬期間における道路状況について不安を感じているということも、改めて分かりました。西和賀町の除雪力の高さについては、自他ともに認める場所でもあります。今後の情報発信においては、この点にも配慮したPRを行うことで、より多くの方に足を運んでいただけるものというふうに考えております。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 では、ほかに加えて何か特にイベントですとか、例えば地吹雪ツアーとか、そういうちょっと変わった、誘致できるような、そういった企画や計画というのは特には考えていらっしゃらないですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 現在というか、今コロナ禍で中止しているというか、休止している部分もあるかとは存じますが、まず地域内においても左草、下前、白木野の人形送りというような、そういう行事もございます。また、雪合戦、あと湯本の雪中御輿ですとか裸まつり、雪あかり、あとスキー関係の大会等もございます。まず、そういうようなことで、冬場には様々な各種イベントには取り組まれているというふうに捉えています。

また、先ほど議員がおっしゃられるとおり、まだ私も把握していない各地域のそういうふうな冬季の行事等もあるというふうには思いますので、そういう部分についても改めて確認をしながらというふうに思っております。

そのようなことで、あとはまず町の冬季のそういう交通事情等の発信を行いながら、より多くの方に来ていただきたいというふうに思っております。地吹雪ツアーですとか、そういうようなところについては今のところちょっとまだ考えておりません。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。実際は、冬も雪道とか運転したくないと思うのですが、気が重くなると思うのですが、ぜひいろいろなところを回って、西和賀町の現状を見ていただきたいと思います。

では、2番目、インバウンドも回復傾向にあります、コロナが5類に移ったということで。台湾や東南アジアなど、雪が降らない地域の観光客に雪との触れ合いが人気ですけれども、こ

ういったインバウンド向けの西和賀町のPR戦略というのはどのようにお考えでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

町では、これまでもインバウンドを対象とした情報発信への対応、旅館等の設備導入を進めておりますが、大規模の受入れ、対応等に課題があるというふうにご考えております。

現在インバウンドの推進につきましては、岩手県の県南広域振興局が中心となり、いわての旅は南いわてから一インバウンド推進会議を設置いたしまして、官民が委員となりながら、受入れについての検討を始めているところでございます。県南エリアの取組を参考に、町としての受入れのあり方、連携による可能性などについて検討を重ねていきたいというふうにご考えております。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。

では、3番目に移ります。冬期間の来町客を増やす取組について、健康志向による登山愛好家が増えていますが、都市住民の間でグリーンツーリズムの関心も高まっており、体に負担をかけず、ウォーキング感覚で雪景色と自然散策が楽しめるクロスカントリースキーは、老若男女楽しめる冬のレジャーであります。町内には、除雪されない町道や散策に適した林道が多く存在しており、それらを利活用しクロスカントリーコースを設置し、町の体験型観光として普及させてはいかかと思っておりますけれども、ご意見を伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

町内における除雪されない町道や林道等を活用したクロスカントリーコースの設置ですが、安全性の確保ですとか、整備等にかかる負担を考えた場合に、新たに対応は難しいものというふうにご考えております。

町では、2つの町営スキー場を有しており、志賀来スキー場につきましてはノルディックコースも整備され、町民の健康増進にかかわらず、観光施設としても捉えているところでございます。施設の維持管理、運営の面からも、より多くの方に利用いただくよう情報発信等に力を注いでいきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 町内には、湯田スキー場と志賀来スキー場がありますがけれども、湯田スキー場に私行ったことがなくて、ちょっと現状がよく分からないのですけれども、志賀来スキー場はクロスカントリーコース、スノーモービルがコースを造っているというのを最近知ったのです。知らなかったのですけれども、ということは情報発信されていないのかなという感じもしました。スキーと一緒にやはりクロスカントリーのセットも貸出しをしたらいかかかなと思うのですけれども、靴と板セットにするとこれも結構な金額になってくると思うのですけれども、あとは自前で持ち込む、好きな方は自前で持ち込んでということもあると思いますので、湯田スキー場のほうはそういったクロスカントリーのコースというのはあるのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

湯田スキー場のほうには、クロスカントリーのコースは設けておりません。

情報発信の部分につきましては、確かにスキー場としてのまず情報提供は行っておりますが、観光部分ですとか誘客といった部分でのPRとか、そういう発信というのは私どもではちょっとまだできていないなというふうにご捉えているので、その点についてはちょっと発信の方法は考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 冬どうしても雪道が、西和賀町の除雪は本当にすばらしいと私思います。いつも電話で問合せがあっても、道が心配でという声をよく聞かれますけれども、実際聞いてみると本当に感動して帰るのです。やはり道を心配して来町しないという方も多いので、こういったところも一つの戦略として発信するのも大事ななと思います。

あと、クロスカントリースキー、冬のレジャーを増やすということで、少し活気のあるまちづくりの仕掛けにもなるのかなと思いますので、この辺りも前向きに検討していただけたらなというふうに思います。

最後になりますけれども、町の特産品を海外へという取組についてです。岩手県は、米ですとかリンゴ、牛肉、水産物、日本酒など、既に海外市場に展開していますけれども、民間事業で例えば岩手県の久慈市山形町の民間事業者が今年6月から、黒炭をフランス向けに輸出を開始しています。ニューヨーク・タイムズ紙の影響で、岩手県は今世界中から注目を浴びていますので、このチャンスを逃さずに、西和賀町においても特産であります西わらび、私この西わらびのプレミアムの極というのを今年初めて頂きました。本当にすばらしい味でした。食感ですとか、食べ応えのある。私いろいろとワラビ食べてきています、地方で。でも、西和賀町の西わらびはやっぱりさすがだなと思います。

私も海外、アメリカ、シアトルのほうに留学していましたけれども、ちょっと固有名詞を申し上げると宇和島屋という日本食とアジアの食材を専門に扱っている大きなスーパーがありまして、最近見たら物すごく大きく、もう立派なスーパーになっていて、ああいったところに何か連携して、デパートとなのか、そういったところの流通のルートというのはいろいろと検討していければと思いますけれども、そういったところと取引ができたらいいのではないかなというふうに考えました。

あと、どぶろくに関してもやはりアメリカのほか、本当に世界各国で日本酒というのはすごく人気です。向こうの方はワイングラスで召し上がったりしていますので、そういったところもやはり西和賀町のよさを、認知度を上げるということでも海外のほうの進出はいいのではないかなと私思ひまして今回伺います。いかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

聞きかじりの情報ですけれども、2022年の日本の農林水産物、食品の輸出額ですが、これ1兆4,000億円余りで、世界的なコロナ禍からの回復基調や円安が後押しとなって、前年比で14%増となっているようであります。ちなみに、輸出額上位3品目ですけれども、1位が先ほど議員もお話あったウイスキーや日本酒などのアルコール飲料、2位がホタテガイ、3位が牛肉らしいということです。余計なお話ですけれども、輸出品第2位のホタテなのですけれども、これ中国への輸出が最も多くて、ところが現在、今盛んに報道されていますけれども、中国が日本の水産物の輸入を停止しているため、ホタテの産地がすごく大きな打撃を受けております。これを受けて、政府がホタテをはじめとする水産事業者への支援策を打ち出したことは、さっきのお昼のニュースでも言っております。ここ数日の報道でもご存じのことかと思えます。また、その前には、ふるさと納税の返礼品にホタテを選んで産地を支援しようという動きが広がっているということもあります。余計な情報でしたけれども。

今議員から久慈市の民間事業者の例を紹介いただきましたけれども、このほかでも岩手県内で有名なところでは、二戸市の酒蔵の南部美人という酒蔵ございますが、20年以上前から海外へ日本酒を輸出しておりますし、八幡平市の安代の花の lindow ですけれども、これも同じく20年以上前からオランダをはじめとする海外へ

の輸出が行われていることは、議員もご存じのことかと思えます。

翻って、本町の特産品である西わらびやどぶろくの輸出を検討してはどうかというお尋ねでございますが、非常に夢と可能性が開けるお話ではありますけれども、海外に販路を開拓するためには、議員もお分かりのとおり様々ハードルがございます、なかなか一足飛びにはいかないものと思っております。検討の余地は十分残しつつも、特に西わらびにつきましては、まずは国内での販路拡大が急務となっておりますので、今町を挙げてここに取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。貴重なご意見ありがとうございました。

議長 中村ひとみ君。

4番 いろいろと調べていただきましてありがとうございます。私、本当に西わらびに関しては、自信を持って西和賀の特産品として海外にも流通できる、自信を持ってお勧めできる品だと思っていますので、将来的に海外販路拡大できますことを祈っています。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で中村ひとみ君の一般質問を終結いたします。

ここで2時45分まで休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

午後 2時45分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 本日、3番目の一般質問となりました沢内弁天の高橋宏です。よろしく願いいたします。

本議会最初に議長からも紹介があったように、この議場には花巻農協西和賀花卉生産組合さんの協力により、リンドウが議場に飾られております。今日飾られているリンドウは、西和賀オリジナル品種、錦秋の風ということのようです。

今年度は、高温が続いて非常に栽培管理が難しい中で、このようにきれいな花を出品できることに、改めて生産者の技術の高さに感心しております。また、関係者の皆様への感謝を申し上げながら質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は、農政についての1点であります。農政、非常に厳しい状態が続いているのは、皆さんご承知のとおりと思えます。ロシアによるウクライナ侵攻が1年以上続いている中で、新型コロナウイルス感染症の影響、円安などで物価が高騰しております。その影響は、もちろん農業にも及んでおり、医療資材、燃料、加えて最近は電気料金の値上げなど、厳しい状況が続いております。

また、水田活用の直接支払交付金の見直しが発表され、地域計画の策定に当たっても大きな影響を与えていると考えております。

このような中で、西和賀町の農政の取組について伺っていきたく思います。先ほどから本年7月中旬の災害対応についての質問が出ておりますけれども、私からは農業関係の被害について伺いたく思います。先ほどからも出ているように人命に関わるような大きな被害はなく、非常によかったと思っているのですが、この雨が落ち着いた後、農地、水路等を見回った農業者から非常に大きな被害が確認されております。一日も早い災害復旧が待たれている状況なのでございますけれども、明らかに農地であれば農業振興課だろうか、あとは頭首工の関係で、河川に関わっている場合はこれは建設課なのかというのは、一般住民からは非常に分かりづらい部分がありまして、実際相談に行ったけれども、こっちは課ではないというようなことを言われたというような話も聞いております。このような大きな被害が出た場合、どこの課に行ったら相談すれば早くできるのかというような、相談窓口というのが一応決められているのかについて伺いたくします。

議長 内記町長。

町長 農業政策の取組に関するご質問につきましては、担当課から答弁します。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、ただいまのご質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

農地や農業用施設については農業振興課が対応し、河川、町道につきましては建設課が対応することとしております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今申し上げたように、一般住民からは改良区に入っているとか、河川から農地に水を上げていくとかという場合にはどちらの課になるのだろうかというようなことがあって、西和賀町は今余計分庁制を取っておりますので、例えば建設課に行ったのだけれども、いや、これは農業振興課だよ、農業振興課に行ったのだけれども、これは建設課だよというようなことがあって非常に住民が困ると思いますし、迅速な対応ができないと思います。

このように、今回のような災害警戒本部が設置された場合は、1週間とか10日は一括の窓口を湯田庁舎、沢内庁舎に設けて、とにかくまず相談は受けると、その後優先順位つけながら、どの課が対応していくというのを住民に返していくというような、そういうことが必要になってくるだろうと思うのですけれども、そのような対応は検討されておられませんか。

議長 総務課長。

総務課長 災害警戒本部での対応について、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

今回災害警戒本部設置した中で、大雨での災害等の情報等が町民から、または消防団であったりから寄せられるわけですが、そういう情報の収集につきましては災害警戒本部が取りまとめをして、それぞれ担当する課のほうに振り分けをして対応をお願いしているという状況でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私申し上げているのは、災害警戒本部が解除されて、落ち着いた状態で、農業被害というのはそのときに分かってくると思うのです。本当に災害がある最中は、当然人命が最優先されるべきであって、そのことに集中するべきであると思います。ただ、農業被害については、水が引いてからここが壊れていたと、こここんなに壊れていたのだというのが分かってくると思うのです。

大きな災害の場合には、災害復旧工事等の対象ということがあると思うのですけれども、それについてもある程度期間が決められているのではないかなと思います。そうすると、いついつまでに早く報告してほしい、住民からは最低限どこどこでどういう災害があったのか、写真をつけて報告するとか、あとは地割地番はもちろんですし、どのような被害があるのかというような、ある程度のマニュアルというか、そういうのをつくりながら、一定の箇所でも1週間なり10日間なり、もうこの窓口で受けますと。私としては、例えばそういう大きな災害で大きな被害が予想された場合は、集落支援員などもサポートに置いていただいて、何か集中的にワンストップ窓口のような窓口を設けていただいて、それであとは町内で優先順位なり担当課なりを決めて、それでまた住民に返すというような、そういう体制が必要ではないかというふうな、そういう意味での質問です。もう一度お願いします。

議長 刈田副町長。

副町長 今回の件につきましては、警戒本部が終了した後といいますか、廃止になった後の対応ということで、一般的にそういう場合以外であっても、まず庁舎、大体そういう災害的な部分となれば建設部門、町道とか、そういう部分とか河川とか、そしてあと田んぼ、農道、そういう部分になるかと思いますが、どちらかの庁舎にまずは行って、例えば農業振興課で話し

した場合であれば、それは建設課のほうであれば建設課のほうにまず回して対応してもらおうという格好で今までも取ってきたと思いますけれども、もしそういう形で、いや、うちのほうではないので、そっちに行ってくれとかという形があったとすれば、それについては適切な、物が分かっている格好で直接話したほうが分かりやすいというやり取りの中で出てくれば、そちらのほうで話をしてもらおうということは出てくると思いますし、まず一旦受けるという部分であれば、そのまま受けて対応して、あとやり取りしてもらおうという形もあろうかと思えます。その場合には、相談された方とのやり取りの中でどういう判断をするかという部分は出てくるかと思えます。

いずれ受け取った部分がたらい回しにならないようにという部分については、それはやはり必要、そうならないように努めるというのが大事なことだろうというふうには思っておりますので、そうならないように取り組んでいきたいと思えます。

議長 高橋宏君。

8番 今副町長から答弁ありましたように、住民からはそういうたらい回しになっているというような感じの意見もありましたので、そういうことのないような対応をしていただきたいと思えますし、先ほど言いましたように大規模災害の場合は、県なり国なりのほうでの対応となると思うのですけれども、それもある程度期日なり要件なりあると思うのですけれども、そういう大規模災害に適用になる場合の要件なり、いつまでに報告してほしいとかというような基準等があれば教えていただきたいと思えます。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ご質問は、何か農災のお話なのかなというふうには思いますが、私のほうで公共土木災害の例としてちょっとお話をさせていただきたいというふうに思えます。基本的に災害復旧に関しましては、国の災害申

請を行った後に査定があつて予算が確保できるというような事業でございます。とはいえ、早急に復旧はやらなければいけないというのは当然のことではあります、その間現状の把握と設計、それから災害申請後に査定官が来るというのが大体2か月以内に行われるということになっています。今回7月中旬の大雨災害につきましては、10月の3日から6日の間で災害査定が行われることになっておりまして、初めてそこで予算の中身が決まってくるということになります。本議会においても、当然予算の措置はできておりませんので、金額等が確定した後に、改めて皆様方のご承認をいただくような対応が必要だろうというふうに考えております。

ちなみに、災害の場合に関しましては、国の災害の適用となるものは都道府県もしくは指定市で120万円以上、市町村の場合であつては60万円以上という基準がございます。そのほかにも維持工事と見るべきものであるとか、あと著しく維持管理の業務、義務的なものを怠ったようなものであるのではないかなというふうな、疑われるようなものに関しましては、災害査定で蹴られるというような場合もございますので、全て防災担当のほうで集めていただいた、もしくはそれぞれ建設課でも農業振興課でも結構なのですけれども、その後受けさせていただいたものは1か所にテーブルにまとめさせていただいた上で、それぞれの課にしっかり引渡しをしていただいて、やはり担当者が現場に行つてしっかり現場を確認した上で、住民の皆さんはもしかするとイメージでこれ農災ではないかなというふうに思ったりとか、もしくは河川ではないかなんていう気持ちで出されているようですし、あと道路に関しましてもどれが町道で、どれが農道で、どれが林道なのか多分お分かりにならないと思えます。

したがいまして、そういった状態のときでありますれば、まずは言うていただくということと、あとは整理をさせていただいて、当然1週

間、2週間で出しますけれども、その後に追加報告できますので、まず分かった次第教えていただいて、基準に満たないもの、もしくは基準を超えるものであっても、あとは知らないということでは当然なくて、使える財源を使いながら復旧に向かってやっていくということを考えているというところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今回の被害について、個々の箇所は今申し上げませんが、水路等では来年の営農にも影響するのではないかというような話も聞こえてきております。一般農家、例えば農協さんに大口で肥料を頼む場合は今月、9月中が大体の期限になっております。ということは、来年の営農計画は9月中に立てなければいけないということで、もし水田の一番基本である水が来ないということになると、作付品目の変更を迫られるということですので、先ほど災害認定の場合10月というような話もあったのですが、いずれ住民のほうに、多分大きな災害の場合には今年中では当然無理で、来年度ということにもなると思うのですけれども、そういう見通し、来年の春の営農には間に合わない可能性があるとか、いや、今年度中、来春には間に合いますとか、そういう見通しを立ててもらわないと、今農家では営農計画立てる上で非常に迷っているという農家が数件見受けられますので、そのような状況であるということを踏まえた対応をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。交付金の対応についてですけれども、水田の直接支払交付金について水張りというのが出たのが大きな話題となっております。その後、変更ではないのでしょうか、詳細な条件等が出てきております。水張り問題についての詳細な条件等について、現在分かっている点を教えていただきたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、お答えいたします。

令和4年の秋に、国から具体的なルールとして次のことが示されました。1つ目でございます。水張りは、水稻作付により確認することを基本とする。2つ目です。災害復旧及び基盤整備に関連する事業が実施されている場合は、5年に1度の水張りが行われていなくても交付対象水田からは除外しない。3つ目です。湛水管理を1か月以上行うこと、連作障害による収量低下が発生していないこと、このどちらにも該当する場合には水張りを行ったとみなす。

なお、岩手県では、リンドウ、アスパラガス、ワラビの3品目について、5年を超えて輪作する作物として国へ要望を行いました。国では、それを受けて実例の検証を実施しているのですが、いずれの作物についても西和賀町にとって重要なものでありますので、その動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 最初に、5年水張りルール、基本的には作付をしなければいけないということで、非常に厳しいルールだなと思ったのですけれども、その後、今説明があったように湛水管理で1か月以上ならばということで、これだけ聞くと西和賀町は半年以上雪の下にある状況で、もう十分に湛水1か月以上に匹敵するのではないかなと思ったのですけれども、よくよく見回すと、いわゆる天水によるものは除外するという事なので、そういう雪が半年以上あるから湛水管理1か月以上の対象になるということではないということの理解でいいのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

基本としては、きちんと田んぼに水が引けるということと水がためられると、よって畦畔があること、それから水路があること、これらが

きちんとしていないとやっぱり条件を満たすことができないと。単純に雪の水で湛水管理が行われているということ、それは湛水管理とは言わずに、先ほど申し上げたことがまず基本となるということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 そうしますと、緩和されたではなくて、最初にも言いましたけれども、詳細な条件が示されたということで、相変わらず西和賀町にとって、1か月でも1年でも水を引くという作業は非常に大変なことでありまして、水源地がどうなっているか、またはその間の水路は、やっぱり5年以上整備されていないと水通せるような状態ではありませんし、圃場自体がプラウなどをかけて基盤が畑地化されていますと、なかなか水はたまらないということで、相変わらず西和賀にとってはこの水張りルールというのは厳しいのかなと思っております。

そんな中で、畑地化の促進助成制度というものも併せて示されているのですけれども、春にこの申込みがあったと思うのですけれども、町内でこの制度に適用になった例はどの程度あるのでしょうか、お伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

国から令和5年1月に事業実施の通知を受けた後、西和賀町農業再生協議会において今年2月上旬に文書による事業周知を行いながら要望調査を行った結果、14名の農業者から実施の希望が上げられました。そのうち3名が1次採択予定として示されましたが、残る11名は本年秋に予定されている2次配分に向け採択保留となっております。

なお、現時点で2次配分に関するスケジュールは示されていないという状況でございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 この畑地化の制度の中で、さらに定着促

進ということで高収益作物にはさらにということがあるのですけれども、西和賀町においてこの高収益作物というのはどのような作物が高収益に当たるということになっているのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

一般的に高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物を指しており、具体的には野菜、花卉、花木及び果樹に該当する作物となります。これらに加え、西和賀町においてはリンドウ、ワラビ、アスパラガスの3品目を高収益作物として取り扱うこととしております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 3品目がということなのですけれども、残念ながら先ほど聞いたように14名希望した中で3名しか採用にならなかったということになりますと、5年水張りルールは非常に厳しいと、畑地化も実際問題非常に厳しい状況であるというふうに思われるのですけれども、このままですとこの補助対象にならない補助農家が出てくると思われます。現状この制度を利用できる農家が非常に少ないと思うのですけれども、町としてこの国の示されている制度からほとんど漏れる状況の中であって、町としてはもう新たな制度とか、先ほどリンドウの話もあったのですけれども、そのような取組、関係機関への働きかけについてはどのような対策を取られているのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

水田活用の直接支払交付金のルールの見直しに関しては、昨年でございましたけれども、町長、議長が直接農林水産省のほうで制度運用の関係の要望を行いましたし、それから併せまして県要望ですか、県要望においてもこの部分に関して、やはり制度的なものが根本にあります

ので、このままでいくと当然耕作放棄地等が増える、大規模に農業をやっている方、法人の方もいらっしゃるけれども、経営ができないということでこれを放棄するといったケースがまずこれから増えてくると、そういったことで何とかしてほしいといった要望をしております。当然今年も県要望あったわけなのですけれども、そういった場所でもこの件については何とか運用の見直しということで、再考していただきたいということを要望しているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 国から示された制度で、町でできることというのは、他市町村とかと協働しながらやっぱり訴えていくということが必要だと思うのですけれども、この水田交付金、5年水張りの中で、ブロックローテーションの事例、そうすべきだというようなことも示されております。町内でこのブロックローテーションというのは、どのような作物をどのように組み合わせでブロックローテーションを引くというような、具体的な事例等があればその点についてお伺いしたいのですけれども。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

一般的にブロックローテーションとは、圃場を幾つかのブロック、これは区画でございますけれども、分けて毎年転作を実施するブロックを変えていく方式をいい、区画整理によって大きくなった区画を利用して作業の受委託を前提に導入されるケースが多いということでございます。

その例でいきますと、西和賀町においてはこのような形でブロックローテーションを行っている例はないということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 ブロックローテーションないということ

なのですけれども、可能性として基盤整備したような圃場とかでこういう事例、こういうやり方とはというようなことを町として推進するような、そういうようなお考えはないのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

徐々に西和賀町において区画整理が進んでおります。整備によって圃場がよくなっているということでございます。令和3年度からは、川舟地区において大規模な区画整理が行われていくということでございますけれども、当然農業者、法人の方々とも相談をしながらということとなりますけれども、どのような作物がいいのかといった組合せ等を相談しながら、具体的な形、推進方針というものを決めて取組をしていきたいというふうに思います。今のこのような考え方があるということはないのですけれども、これ当然作目の制限等もありますので、私がこれがどうかということを決めるわけにはいかなないのですけれども、区画整理をした農業者の方々とも相談しながらこれを推進していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 まず、最初に申し上げたように、この水田交付金の見直しというのは、非常に農家にとって衝撃的な発表でした。もう2年から3年たちます。なかなか農家のほうでも対応に苦慮している部分がありますので、町としてこちらからというような話もあったのですけれども、広く他市町村、全て他市町村の例がここに当てはまるわけではないのですけれども、ある程度の方向性を示してもらわないと、今年は水害があつて来年からの作付にも不安を感じているの方々、さらに水田交付金、そんな中で地域計画を立てなければいけないということが迫りますので、町としての方針もある程度示しながら、このような事例ということを示していただきたいなと思っております。

質問は、次に移らせていただきます。このような畑地化を行った場合に、水田交付金の対象農地から外れることになり、多面的機能支払交付金とか中山間地域等直接支払制度の減少につながっていかないのか、これも国の考え方なのでしょうけれども、現状この交付金等への影響についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業実施要領におきまして、対象農用地は次のように定義をされているということでございます。1つ目でございますけれども、田とは湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とする。2つ目です。畑とは、田以外の農地で草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。個別の農地の地目については、これらを基本として活動の実態や農地、水路等の状況、上下流の土地利用の状況等を踏まえ、地域資源の現況から総合的に判断するとの見解が国から示されておりますが、具体的な例が示されていないことから、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金事業の対象から外れるかどうか、また交付金の減少につながるかどうかということについては分からない状況であるということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 中山間地域等直接支払制度については、地目が変わらなければ維持できますよというようなことを聞いていますけれども、中山間のほうもこの交付対象から外れる可能性があるということなのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

先ほど申し上げたとおり、地目でまず判断をするという部分に関してはそのとおりなのですが、申し上げたとおり田と畑の定義を示

して、それでもって地目を判断してくださいというふうな言い方をしています。したがって、その基準に照らした場合に、ひょっとすれば田ではなくて畑というふうに判断せざるを得ないといったケースもありますので、基本としては地目でということですが、そのようなことでまだ判然としない部分があるといった回答をさせていただきました。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 この点については、説明は分かりましたけれども、農家のほうもちょっと勘違いというか、説明会等行ったときは別に地目を変えなければ大丈夫ですよというような説明を私も聞いていましたので、そういう考えでしたけれども、現地を確認した際、明らかに水田とは見られないと、畦畔等という話だと思います。この辺もやはり、これから大きく変わることはないとは思いますが、先ほど言いました地域計画策定などの基になる点で、今多面的機能とか中山間支払制度というのは、本当に地域に役立っている交付金です。これが減るとということは、これから地域計画立てる上でも非常に大きな要因になると思いますので、今言われたようなことはやはりある程度周知徹底しながら、地目を変えないとは言いますが、田という定義は定義としてあるというようなことは説明会で詳しく説明していただきたいと思っております。なかなかここで話して、国の制度ですので、いい方法が出るわけではないですが、現状を理解していただき、関係機関への要望等は我々も協力しますので、引き続き訴えていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、農地を維持していく上で、これは高齢化、人口減少が続いているのは皆さんご存じのとおりだと思います。今言った多面的とか中山間で、畦畔等、水路、農地等を管理しているのですが、その際だんだん人が少なくなっているということ

で機械での管理が進んでいます。トラクターの後ろにフレールモアというのをつけて、道路からずっと刈っていくというような、人が少ないので、大型機械を使うというところがどんどん増えてきていると思うのですけれども、この機械による管理をする上で、非常に地域で問題といますか、不効率だなという話が出ているのが境界ぐいであります。町の境界ぐい、コンクリートブロックで上のほうが30センチほど出ていて、そこを機械で刈る場合には一回ストップしなければいけないとか、そこだけで手で刈らなければいけないとか、そういうことが非常に多くあるのですけれども、この境界ぐいについて、もちろん必要で立っているのは分かるのですけれども、たしか農業委員会等の現地確認にも今年からタブレットを導入すると、それでほとんどの境界が分かるというようなデジタル化が進んでいる一方で、そういうデジタル化とは正反対のものが現地に残っているというような状態なのですけれども、この境界ぐいのある程度の、必要であるということはもちろん分かるのですけれども、これをこれから農地を管理していく上で管理しやすいような形の境界ぐいをしていくというような考え方はないのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

現時点での境界ぐいの取扱いということで回答したいと思います。境界ぐいは、国、県、町等において設置しており、場所によっては草刈り等作業に支障のある場合もありますが、現地において土地境界の目印となり、境界調査の際にとっても重要な物証となり得るものとされておりまして、設置されている境界ぐいを無断で壊したり撤去したり、別の場所に移動させたりして故意に境界を分からなくすることはできないということでございますので、それを踏まえて注意して作業していただくようお願いをするということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 今言われたように、もちろん必要で立っているものですし、それを無断で撤去するという考えではないのですけれども、これから先ほどのようなように基盤整備等も進んでくると思います。一方で、デジタル化が進んでいる中で、非常にアナログなものが地元に残っているというようなことはご理解いただいて、お互いが管理しやすいような状況、もちろん場所の境界ぐいなのですけれども、地域ではそこを含めて道路まで管理しているという状況も皆さんご存じだと思うのですけれども、お互いがこれから管理しやすいように、改善できる点は改善するというような方向を検討いただければと思います。

次、作物ごとについて聞いていきたいと思えます。稲作についてですけれども、主食用米の作付、年々減ってきていると思うのですけれども、このまま減り続けることをよしとするのかというか、最低限どの程度の面積、やはり西和賀町では必要だなというようなお考えがないのか、そこをお伺いしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

主食用米の作付につきましては、需要に応じた生産を行う必要があるということでございます。そのため、面積は年々減少してきているということでございますが、令和4年度につきましては619ヘクタールの作付面積となりましたが、令和5年度の生産数量目安換算面積につきましては606ヘクタールというふうな状況になっているということでございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 町の資料を見ても、平成30年度には700町歩あったのが、今の話ですと600町歩を切るような状況になっているようです。主食用米を作っている農家からの要望として、銀河のしずく

を作っていきたいというような話がよく聞かれます。この銀河のしずくの作付の要件についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

岩手県のオリジナル水稲品種、銀河のしずくは、町内でも令和2年度より作付が開始されましたが、条件のつかない栽培適地として湯本、湯の沢、柳沢、小繋沢、白木野、越中畑、野々宿、川尻、湯川、鷺之巣、草井沢が、中苗または成苗で移植するという条件での栽培適地として太田、鍵飯、前郷、下之沢、上新町、下新町、大野、東大野、下前、左草、湯田、槻沢が具体的な地区として示されております。

なお、作付に取り組む農業者としての要件は次のとおりです。まず1つ目です。基本的要件でございます。当年産米の販売実績がある者であって、翌年産銀河のしずくの販売を行う者であること。2つ目です。面積的要件です。翌年産銀河のしずくの作付予定面積がおおむね3反歩以上であること。ただし、農業協同組合が設定する重点地域に作付する場合、1経営体当たり3反歩未満も可とする。3つ目です。技術的要件です。農産物検査で、一等米比率の過去2年間の平均が95%以上であること。もう一つが、栽培に当たっては銀河のしずく栽培マニュアルを遵守し、品質目標の達成に取り組むこと。以上が要件とされております。

議長 高橋宏君。

8番 今西和賀町の作付が認められている地域、ざっくりと聞きますと太田以南であろうというようなことだと思います。皆さんご存じのとおり、今年は異常と言えほどの高温が続きました。気象関係者等、いろいろマスコミ等を見ても、これが毎年続くかは分からないのですけれども、この傾向は続くであろうというのはもう皆さんの認識しているところだと思います。今の作付地域が太田以南となった経緯はちょっと分からないのですけれども、いずれ緯度なりな

んなりとすると、気象条件も条件がつけられた当時とは大きく変更しつつあると思います。農業者がこの銀河のしずくを作りたいという点というのは、当局も分かると思うのですけれども、作りやすさとか、やっぱり多く収量があるという点で、主食用米をやる方々からは銀河のしずくをもっと西和賀町でも広い範囲でできないのかというような話が出ています。先ほど言いましたように、これだけ気象条件が違う中で、要件の見直しというのを関係機関に要望するというようなことは行われていないかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

銀河のしずくの作付の地域でございますけれども、ちょうど出た当時ですけれども、海拔たしか120メートルというふうに記憶しておりますけれども、それよりも低いところでないと作れないと、それが緩和をされて西和賀でも太田以南ということで作れるようになったのですけれども、積算温度との関係かというふうに思いますけれども、このとおり気候条件が大分変わってきたということもありまして、やはり販売戦略とも関係をしてくると思うのですけれども、銀河のしずく非常においしい米で、6次産業事業でも試食等もしたこともありますけれども、これは西和賀産の銀河のしずくであっても、自信を持ってお勧めができるというふうに私思いました。よって、農協さんとも連携をしながら、広く全地域で作れるように私としても訴えていきたいというふうに思います。これも岩手県のほうとも調整をしなければいけないことではあるのですけれども、そういったことを踏まえて販売戦略上、西和賀でも作れるように働きかけをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 花巻農協管内では、西和賀とともに遠野地方もいわゆる銀河のしずくの慣行という、厳

選ではないのを作るのが一部認められている地域があって、新聞等で見ますと遠野の議会のほうでも全域で作れるような要望をしていくというようなことが書かれておりました。関係機関、あとはそういう関係する地域と協力して、何とか作れるような要望活動、こちらも協力しますので、進めていってもらいたいですし、その方向を望みます。

花卉についてです。ここにリンドウを飾られていることもそうなのですが、一方リンドウの栽培というのは、機械化が非常に難しく人手がかかる部分が多い作物です。西和賀においては、そういう中でも今まで技術も確立されていますし、リンドウで経営を支えている農家も数多くあります。しかしながら、人手不足がこれからリンドウ栽培において非常にネックとなると思うのですけれども、このリンドウにおける人手不足対策についてどのような対策が取られているかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

中村議員からもお話があった件でございますけれども、やはり何をやるにもマンパワーをどうするかという部分は非常にいつも課題になる部分でございます。このリンドウ栽培においても、人手がかかるということで大変な問題になっておりますけれども、担い手不足、人手不足というものの解消には近道はないものというふうに思います。しかしながらということですが、町として次の3点について取組を進めていきたいということで考えております。

1点目でございますけれども、議員の地元であります弁天地区の営農組合におきまして、西和賀高校の生徒を対象として収穫作業のアルバイト及びリンドウ花摘みボランティアを募集し、農家負担の軽減を図るとともに、若い世代へ体験学習も兼ねた取組を行ったと伺っております。今回の取組につきましては、成果と課題を関係機関とともに共有させていただき、町として継

続的な取組として広げていく支援策を検討してまいりたいと考えております。地域としてのアイデア、これを後ろから推していくといった取組を考えていきたいということでございます。

2つ目でございます。SNSを活用し、西和賀のリンドウの魅力を広く発信し、若い世代に対する就農の動機づけとなる取組を推進してまいりたいと考えております。やはり若い人たちに対して、具体的にリンドウの栽培の現場で何が行われているか、あるいは魅力がなぜあるかといったことをお伝えしない限り、若い人たちが考える題材にもならないと思いますので、こういった情報提供はしっかりやっていきたいというふうに思います。

3つ目でございます。国や県の制度も活用し、新規就農者の確保あるいはサポートに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私が地元の紹介をしようと思ったら先に課長に紹介していただいたのですけれども、そういうつもりというか、そのことを今申し上げようと思ったのですけれども、実際にやった立場からして、高校生バイトが全てこの人手不足解消につながるとは思っておりません。というのは、やってみて感じた点は、高校生ですので、朝8時45分までにこちらから迎えに行かなければなりません。そして、今年は高温ということもありましたし、高校生のバイトとか勉強とかという点で、1日ではなくてほとんど半日で交代してもらいました。ということは、朝迎えに行き、昼、午前中の人をまた高校まで送り届けて、午後の方を連れてきて、夕方また連れていくということをしなければなりません。これ始める前にいろんな農家にも声をかけたのですが、繁忙期というか忙しい時期には、一本でも多く畑からリンドウを取りたいときに、朝迎えに行き、また昼行き、夕方行き、なおかつ高校生は毎日同じ人が来るわけではあ

りません。その方に誰か農家から1人つかなければいけないとか、問題点というか、導入するに当たっては非常に課題も多いです。

町から、今のような点で何かサポートしていただければ、もしかすると来年以降導入してもいいかなという方が来るかもしれません。先ほど言った送り迎えの点とか、あと1人誰かつくという点で、町からのサポートがあればこれはまたできるのかなと思いますし、今SNS発信という話があったので、紹介したいのですけれども、今回ボランティアを行ってもらった、24人登録していただいたのですけれども、その方々にアンケートを取って14人から回答をいただきました。その中で、西和賀リンドウ振興に関するアイデア提案があったらという項目もありまして、二、三紹介したいのですけれども、高校生から咲いてしまって出荷できないリンドウを使って染物をするとか、リンドウのことを知ってもらうため、多くの人にアピールすることが大切、今課長が言われたことだと思います。あと、学生たちが販売するというような高校生からのアイデアも寄せられております。

繰り返しますけれども、これが解決策とは思っていないのですけれども、一つの提案としてこのことをやっていただきたいですし、以前からあった共同出荷ということに関して今町の取組としては出てこなかったのですけれども、共同出荷ということへの検討は入っていないのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えしたいと思います。

花の共選に関して、貝沢地区の方々に対して呼びかけ等をしておりますけれども、なかなか農家の理解と申しますか、そこが進まなくて、進展していないといった状況なのですけれども、当然担い手が少なくなるということは作業する方が少なくなる、これを共同化をするということはやはり大事な課題であるというふうに思い

ます。なかなか成果が出てきていないのですけれども、引き続きその重要性ということに関しては農家のほうにお話をしながら、具体的な部分を一つ一つ進めていきたいというふうに思います。

それから、その前でお話が出ましたけれども、今回の弁天地区の事業を通じて、様々な成果と課題という部分もあったかと思えます。必ずしも全てよかったということではなくて、先ほど具体的なお話もありましたけれども、こういった部分を町でバックアップしていただければ前に進めるといったお話もありました。そういったことをしっかり詳しくまとめた上で、何ができるかということをお我々も一緒に考えていきたいというふうに思います。

また、高校生からのアイデア何点かありましたけれども、どうしてもリンドウというのは仏花だなというイメージがあって、その線で考えがちなのですけれども、若い方々のアイデア、これが閉塞しているような、そういった状況を打開する可能性もありますので、そういったアイデアも取り上げられないかということと一緒に検討していきたいと思えます。よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 共同出荷については、貝沢地域で話をしていたことはあったのですけれども、西和賀町ご存じのとおり非常に範囲が広いです。西和賀で1か所というのはもう現実的でないのは当然ですし、そんな中で人手不足という現実問題がありますので、農家のニーズというよりも町とか農協さんが主導して、将来に向けて必要だということでも検討してもらえればと思います。

畜産についてに移りたいと思えます。肥料高騰対策として、堆肥センターの利用というのはこれからニーズがあると思うのですけれども、町としては引き続き堆肥の生産については第三セクターを中心に行っていくということでしょう

うかお伺いたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

肥料を全て堆肥で賄うことは難しいですが、肥料の代替として一定の効果はあると考えられることから、引き続き現状の体制で堆肥を生産する方向で取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 これ議会でもちょっと第三セクターのあり方について話題になったのですけれども、いずれ必要なものへの投資等は当然必要ですし、それと同時に適正な財務管理の指導というのは併せて行っていただきたいと思います。

時間が少なくなっているのです、ちょっと急ぎますけれども、羊農家に対する振興策について伺います。今年度、和牛繁殖農家4軒ほど多分経営をやめるような見込みです。このような中で、町内で最近飼育が増えているのが羊ですので、その羊に対する振興策についてお伺いたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

現在町内には、羊を飼養している農家が六戸あります。この中には、羊で生計を立てていくことを目指して増頭に取り組んでいる農家もあり、農業の新しい分野として成長が期待されます。今のところ具体的な振興策はありませんが、関係農家の要望を伺いながら、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私、このことについて質問するきっかけといたしますか、羊の生産農家をふだんから間近で見ているのですけれども、羊の生産はもちろんなのですけれども、いわゆる加工、そして販売まで生産者が自ら取り組んでおります。生産はもちろん加工についてはいわちくさんを利用したり、販売についても県内のレストラン、

町内の中華料理、あとは羊毛については県内のホームスパン作家等の取組、あとはなめし革ということでムートンの販売なんかも県外にお願いしてやっているということで、中心になっている人物は1人で、担当課は分かっていると思うのですけれども、1人で6次産業を推進しているようなことを、多分元協力隊ですので、担当課は間近で見ていると思うのです。これだけ頭数、7年前3頭ぐらいから今全部で55頭ぐらいに増えています。これからふるさと納税の商品にも入れたいというふうに進んでいるのですけれども、これだけ進んでいる新しい産業に対してなぜ振興策が出ないのか、私は不思議でたまらない部分があって、それでお聞きしたのですけれども、このような現状を踏まえて町として支援するということについてのお考えをお伺いたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

現状認識が甘くて、対策がちょっと後手に回ったことをおわびをしなければいけないというふうに思います。繰り返しになりますけれども、そのような状況ですか、しっかりと生産者からお伺いをしながら、やはり成長産業として期待をしておりますので、しっかりと残っていける形で取組を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私、最初に和牛のことを言ったのですけれども、例えば和牛を例に取ってといたしますか、支援策として飼料とか資材の高騰は、これはもろどの分野も同じですので、緊急的にはそういうことへの対策費ということは考えられると思いますし、継続的な支援としては、増頭しておりますので、羊導入の際の補助というようなこともあると思います。

あとは、先ほど言いましたように6次産業ということで、町内の飲食店にもというようなこ

とを考慮しておりますので、1頭丸々使うのではなくて、ある程度お店でシェアしてもらいながらということもあると思いますので、そういう点は観光なり町内の商工会なりとのつなぎ役を町でしていただきたいなと思います。

それでは、6次産業についてということで、農産物生産加工研究会（仮称）の取組状況についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

令和2年度から令和4年度までの取組内容を踏まえ、新たな6次産業の展開を図るべく、令和5年度において、にしわが生産加工研究会（仮称）でございます。これを立ち上げることとしております。現時点で立ち上げに至っておりませんが、その前段としてこの9月に、6次化を目指す農業者向けに農産物等加工販売なんでも個別相談会、これ全戸チラシでもお知らせをしたところでございますけれども、これを開催する予定としております。この相談会の開催結果も踏まえ、早急に研究会の立ち上げに向け取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 新たな取組も必要でしょうけれども、先ほど言ったように、例えば目の前の羊農家さんは1人で6次産業化まで持っていったというあたりの、それも別にこういうことに組み入れてもいいのではないかなと思いますので、その辺も併せて検討してもらえればと思います。

あと、水耕費というか水道料金の値上げについて、議会前に説明がありました。農家でも非常に水を使うことがあります。酪農家などは洗浄から牛自体が飲む水、あと先ほど言いましたリンドウでも必ず水場をしなければいけないということで、大きなプールの中にリンドウをつけて水場をするというようなことがありますけれども、水道の値上げについては説明聞いたとおり、もう値上げしていくのは当然のこ

とだと思っておりますけれども、自衛手段というか、そういうことで水を大量に使う農家については、一部今でもあるのですけれども、自家製のポンプ等の設置とかしているのですけれども、こういう取組に対する補助とか支援ということが考えられないのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

まずは、水の使用状況を把握することが必要であるというふうに考えます。具体的には、どの分野でどの程度の水を必要としているのか、現況としてどのように確保をしているのかということについて調査を行うことが必要であるというふうに思います。その結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど言ったように、酪農家などはもう既に行っているところもありますし、リンドウについては先ほど言った共同出荷などというもの、もしかするとそういう水対策につながるのではないかと思いますので、農家に周知徹底しながら、水はとにかく上がっていくのだというこの現実だけは避けられないことですので、防衛策というか、考えられることは農家のほうに情報を提供していただきたいと思います。

最後のほう駆け足になったのですけれども、改めてこの農政について、全体通して町長のお考えをお伺いして最後の質問にさせていただきたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

町の基幹産業である農業を持続可能性のある、また将来展望を開ける産業として育成していきたいと、これは基本でございます。そのために、現況はいろいろ諸条件が激しく変わる中で、諸物価等、あるいは外的要因が大きくて、これを何とか今忍ばなければならないという状況だと

思います。そういう展望と今しっかり忍ぶということと、そして将来への布石も含めましていろいろご相談させていただきながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 高橋宏君。

8番 これですら私の質問を終わりますけれども、厳しい農家の状況というのをご理解いただき、引き続き支援等、いろんな方策を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで3時55分まで休憩をいたします。

午後 3時45分 休 憩

午後 3時55分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

本日予定している一般質問が午後4時までに終わらない場合は、終わるまで会議時間の延長を行います。

次に、登壇順4番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

2番 議席番号2番、真嶋実です。長時間、長く熱い議論の後、お疲れかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

では、始めます。7月15日から18日に発生した大雨については、その記録的降水量により主要メディアの全国版でも度々取り上げられ、JR北上線線路脇のり面崩落をはじめ、床下浸水や河川、道路等、町内に大小の被害が生じました。そうした中、町では災害警戒本部を設置、対応し、死傷者などの人的被害がなかったことは何よりの幸いでありました。

本日、先に普本議員、そして高橋宏議員からも質問がありましたが、私からは大きく3つ、災害警戒時のリアルタイムでの応急対応、事後の復旧対応、そして災害再発に備えての検証と改善策に視点を当てて質問させていただきます。

ので、できれば重複を避けながらの回答ということでもよろしくお願いいたします。

まず初めに、町民からは、テレビなどで避難情報を知ったが、対象地域がどこになるのか、自分自身がどのように対処すべきなのか分からないとの声が私にも寄せられてきました。さきの第3回臨時議会における町長の行政報告では、7月15日避難所開設に際しては、沢内地区8行政区に対し高齢者等避難を発令、18日2か所の避難所開設に際しては湯田地区ほか9行政区に高齢者等避難を発令した旨の報告がありましたが、この間の対応に関してまずお伺いいたします。まず初めに、発令内容はどのような手順で伝達されましたか。

議長 内記町長。

町長 大雨による災害への対応とその検証につきましては、担当課長から答弁します。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、発令はどのような手順で伝達されたかという部分についてお答えしたいと思います。

初めに、7月15日の高齢者等避難についてありますが、15日の10時7分に大雨警報が発表となったことから、同時刻に災害警戒本部を設置いたしました。災害警戒本部については、ひかり放送により町民の皆様にお知らせをしております。その後、12時30分には洪水警報が発表となり、15時10分には土砂災害警戒情報が発表となったことから、気象台からの情報を基に、特に雨量が多い沢内地区の一部、8行政区に対し、16時に川舟地区公民館と沢内中学校第2屋内運動場の2か所を避難所として開設し、同時刻に高齢者等避難を発令しております。なお、高齢者等避難については、ひかり放送などにより該当する地区に対し、繰り返し4回ほど放送をしております。

16日には、避難所開設について改めて周知するため、10時、12時、14時ということで3回ひかり放送により周知してございます。15時36分

に洪水警報が解除されたことから、17時に高齢者等避難を解除しております。高齢者等避難解除及び避難所閉鎖については、ひかり放送などにより周知をしてございます。

次に、7月17日の高齢者等避難についてであります。17日の16時26分には一度大雨警報が解除となったことから、災害警戒本部も廃止いたしました。同日の20時46分に再び大雨警報が発表となったことから、同時刻に災害警戒本部を設置してございます。災害警戒本部設置についての周知については、夜遅かったことから、翌日18日の朝7時にひかり放送により町民の皆様にお知らせをしてございます。その後、11時20分に土砂災害警戒情報が発表となったことから、気象台からの情報を基に、特に雨量が多い湯田地区の一部、9行政区に対し、16時に湯田農業者トレーニングセンター、17時30分に銀河ホールの2か所を避難所として開設してございます。それぞれ高齢者等避難を発令してございます。なお、高齢者等避難については、ひかり放送などにより、該当する地区に対し繰り返し5回放送をしてございます。

19日の2時55分、土砂災害警戒情報が解除、22時23分には大雨警報が解除となったことから、同時刻に高齢者等避難を解除し、避難所を閉鎖するとともに災害警戒本部も廃止してございます。周知につきましては、夜遅かったことから、翌日20日朝9時にひかり放送により町民の皆様にお知らせをしてございます。

以上でございます。

議長 真嶋実君。

2番 まず、経緯詳細に報告ありがとうございました。

では、この際に地域づくりの組織の代表、また行政連絡員等への伝達などによる地区民への周知要請などは行われましたか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

避難所開設の際は、避難所を管轄する地区の

自主防災組織の代表者へ電話連絡により伝達してございます。地区民への周知については、ひかり放送、にしわが安全・安心メール、岩手県災害情報システムなどにより行ってございます。

議長 真嶋実君。

2番 私自身、実は行政連絡員をやっておりますけれども、銀河ホールも災害の避難所になっておりますけれども、私自身について連絡等は個別にはなかったことをまず申し添えます。

次に、先ほど出てきましたけれども、町ではにしわが安全・安心メールへの登録を呼びかけており、私自身は登録済みですけれども、15日避難所開設時のお知らせメールでは、2か所の避難所に対し、対象地区8か所で一括で表示されていましたが、残念なことに避難所ごとの対象地区というものが判別できませんでした。そこで、現時点でのこの安心メールへの登録者の実数、そして今回の大雨の期間中の運用実績について伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

初めに、避難所ごとの対象地区の考え方についてお答えしたいと思います。町で想定しているものはございますが、被害の状況や避難する方の状況によって変化する場合がございます。開設した避難所への避難は、避難する方が選択することができ、避難所と対象地区をそれぞれ表示すると必ずその避難所への避難という誤解が生じるおそれがあるため、今回のような表示という形にさせてもらってございます。

次に、にしわが安全・安心メールの登録者でございます。現在89人の登録となっております。今回の大雨期間中の運用実績でございますが、7月15日に2回、16日に1回、17日に2回、19日に1回、計6回ということになってございます。

以上でございます。

議長 真嶋実君。

2番 では、今の話を聞きますと、18日の避難

所開設について、安全・安心メールは発信されなかったということになりますか。

議長 総務課長。

総務課長 ご指摘のとおり、18日はちょっと対応ができておりませんでした。その点は、ちょっと反省すべき点というふうに思っております。

議長 真嶋実君。

2番 告知端末では、避難所として湯田農業者トレーニングセンターが開設されたことが放送されましたが、対象地区の情報がなかったと思う。先ほどの答で、そこについては避難場所が選択できるということではありましたが、基本的にどこの地域が本当に対象になっているかということについて情報がないと思っていた町民が随分いました。これは、15日の段階でもかなりいましたし、私たちの地域が対象になったときでも、最初に湯田のトレーニングセンターが対象として発表されたときに、対象地域がどこか分からないし、安全・安心メールも出てこなかったというような形だったということで、避難所を選択できるという配慮も理解できますけれども、自分自身この地域にいて、避難すべきなのかどうなのかということが非常に理解に苦しんだ町民がいたということで、検討が必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

先ほどのちょっと答弁の繰り返しということになってしまいますが、避難所ごとの対象地区の考え方というのは、先ほど申し上げましたとおり町で想定しているものはございますが、被害の状況や避難する方の状況によって変化する場合がございます。開設した避難所への避難は、避難する方が選択することができ、避難所と対象地区をそれぞれ指定すると必ずその避難所へ避難するという誤解が生じるおそれがあるためです。例えばですけれども、避難所が近くにあるのですけれども、その避難所までの道路が

崩落して通行できない場合、そういった場合などはやっぱり別の避難所という選択をしなければならないと思います。

あと、状況によりますけれども、避難しないで自宅待機とか、そういった選択もやっぱり必要になってくる部分がそれぞれで、個々でその状況によってはあると思います。今回のひかり放送では、対象地区を対象に放送はしてございますので、そのひかり放送が流れた地区が対象だったというふうに認識していただければというふうに思っているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 今の説明で理解できたところはありますが、一方で放送されなかった地区に非常に不安が広がっていたという事実もありますけれども、告知端末のエリア放送を有効に活用するのも大事かと思いますが、一方で対象地域以外の方にどこが対象になっているかということをやはり周知することは必要だったかと思います。あわせて、告知端末と安心・安全メールについては、内容を一致させながら進めていくことに気を遣っていかなければならないのではないかなと思います。

続いて、町が開設した避難所以外での自主避難、それから福祉避難所の開設が行われたと聞いておりますけれども、どのようにこの情報については町民に周知されたでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

町が開設した避難所等についてであります  
……

(以外の声)

総務課長 それ以外ですね、失礼しました。それ以外の避難所の設置でございますけれども、設置の報告を受けたものについて把握はしてございますが、その内容を町民に広く周知することは行ってございません。各地区の防災会等において避難所を開設していただくことについては、自主的な活動ということでもありますの

で、避難所開設者の責任において地区民に対し、ひかり放送の地区内放送などにより周知されることが望ましいというふうを考えてございます。

議長 真嶋実君。

2番 続いて、6番になりますけれども、西和賀町地域防災計画は本年4月修正を行っておるようで、その中で災害警戒本部は警戒する災害の程度により1号配備と2号配備に分かれるようになっておりますけれども、今回の警戒本部はどちらで対応しましたか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

活動体制についてのご質問ですが、警戒本部設置直後は1号配備の体制を取っておりましたが、气象台からの情報では降雨が続くと、また高齢者等避難を発令する必要があることなどから、2号配備に切り替えて対応に当たったところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 7番の質問については、2号配備を行ったということですが、避難所を開設した時点で同時に自動的に2号配備になったということでしょうか。その場合、職員の体制として、要員配置は2号配備ですと全課主査相当職以上の職員に切り替えられるとなっておりますけれども、そういう対応についても順調に行われていたでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

2号配備に切り替わる段階は、高齢者避難を発令する直前というわけでは、その前段階でいろいろ周知等ございますので、周知した中での2号配備という形になってございます。そして、主査以上という形になってございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。丁寧な対応をしていただいているようで安心しました。

では、次に8番です。災害警戒本部から災害対策本部に移行した場合ですけれども、本部長

は副町長から町長に替わります。このたびの災害警戒時、町長はコロナ感染により自宅でのリモート執務を行っていたと聞いておりますけれども、本部長となった場合の執務の備えに問題は実際のところなかったかお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今回は対策本部を設置しておりませんが、仮に災害対策本部に移行した場合であっても、町長の在宅勤務での対応は問題なかったものと考えてございます。

なお、地域防災計画では、本部長、いわゆる町長に事故あるときは、その職務を代理するとし、本部長、町長の代理順位1位として副町長が当たることとなっております。

議長 真嶋実君。

2番 町では、地域防災計画とは別に水防計画を策定しておりますけれども、その対策については今回はどのように行われましたか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

水防計画は、主に河川の洪水の警戒、防御、洪水等による被害の軽減を目的とした計画でございます。今回もこの計画に基づき、岩手県からの水位情報の共有や水防団、いわゆる消防団になるわけですが、パトロールなどの実施により、水害リスクの把握や水防活動、避難情報の発令につながったものと考えております。

議長 真嶋実君。

2番 水防計画の中には、重要水防箇所という考え方というか観念がありますけれども、これについて当町の水防計画では町内に設定されている箇所はないとありますけれども、今回のような災害を経ても見直し等の必要はないと考えておられますか。

議長 総務課長。

総務課長 今回の災害を見た場合でも特に問題なかったという部分を勘案すれば、設定する必要はないというふうには認識してございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

それでは次に、大きなところでの（２）番、大雨災害とその事後対応についてお伺いします。まず最初に、細内地区でＪＲ北上線線路脇ののり面が崩落し、北上線のほっとゆだ駅と横手駅間が運休となりましたが、ＪＲでは代行輸送を実施しませんでした。このことに関し、町ではどのような対応を取りましたか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

お尋ねの北上線の運休につきましては、7月の20日木曜日の午後4時頃だったと思いますけれども、ＪＲ東日本盛岡支社の担当者から私に連絡がありました。その日の朝からの線路の総点検で土砂崩落箇所が見つかったため、当面の間、ほっとゆだと横手間を運休にすると、しかし議員おっしゃるように代行輸送は行わないと、復旧までの期間はその時点では何とも言えないが、できるだけ早期に復旧できるように全力を挙げるといった内容でございました。また、今回の災害を理由にして鉄路としての復旧を諦めるようなことにはならないので、そこは安心してほしいということは強調しておりました。非常に切迫している状況がうかがわれましたので、これをやむを得ないものと判断をいたしました。今回に限らず、最近の北上線ではＪＲ代行輸送は行っておりませんし、ＪＲに代わって町で何らかの対応を行うということもしてきておりませんでしたので、今回も同様の対応としたところであります。

議長 真嶋実君。

2番 それでは、次の質問の内容についても結局対応しなかったということになりますけれども、やはり経済圏として、また生活圏として、横手と西和賀町は非常に重要なラインとなっております。そういう中で、通学、通勤、病院通院などについてまず実態を把握する作業が必要ではなかったかと、その上で対応が、この地域

にこういう自然災害が起きても当たり前のように生活ができるためには、その対応について考える必要がなければならなかったのではないかと。これについては、特に西和賀に通勤してくる人たちだけでなく、横手の方面に通学する方なども含めて、双方向についての対応を横手市、また場合によっては北上市などとも協力しながらそういう対応を取る体制が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回の運休に当たり、まず真っ先に思い浮かんだのが北上線を利用して横手から西和賀高校に通学してきている1名、高校生います。教育委員会のほうで高校に問い合わせたところ、運休になった7月20日、これ朝は通っていません。朝は北上線を利用して通学してきたのですけれども、帰りは家族から迎えに来てもらって帰宅をし、翌日1日だけ登校すればちょうど夏季休暇に入るタイミングだったため、この高校生につきましては、夏季休暇中も何回か登校する機会があったようですけれども、そこも家族対応ということで、結果的には大きな影響はありませんでした。

このほかの把握なのですけれども、把握というよりも分かっていることなのですけれども、町の職員2名が横手から北上線で通勤をしておりましたが、自家用車通勤になりました。これ以外の利用者につきましては、議員おっしゃるような改めて実態把握というようなことは行ってございません。この件に関して、運休に関して、町に対して問合せ等もなかったものと認識をしております。

把握するべきではなかったかという議員のご指摘でございますけれども、把握する方法もなかなか簡単ではないこともありまして、仮に把握をしたとしても、鉄道事業者によって町が一般の方を町外までは運ぶ、そしてまた連れてくるというような、事業者によってそういう

対応をするということとはちょっと一般的には難しいのではないかなと考えております。ましてや沿線自治体、沿線市、北上市、横手市と連携を取ってとなると、またもう少しハードルが上がるのではないかなと思っております。今回幸いというか、幸か不幸か、北上線が動かなければどうしても困るような人がもしいて、実際いたとは思うのですけれども、町のほうに何とか対応をお願いしたいというようなことがあったとしても、そこで町が対応できたかどうか疑問ですけれども、特段町にそういった問合せ等はいただかなかったこともあって、なかなかそういう議員おっしゃるような対応というのはちょっと難しいのではなかったかなと今回は思っております。

議長 真嶋実君。

2番 本来であれば、やはり私もJRが代行の輸送について考えるべきだと思いますし、私が子育てしていた時代については、風が強くなった、雪がひどいとなると、JRのほうで代行の車を出していたという実態があります。その一方で、この町で北上や横手のほうが成長していく中で、通勤圏として安心して暮らしている町として成り立っていくためには、こういう通勤の非常時に対する対応については、今から先回りして考えることが必要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 先んじてそういった対応、対策を考えておくべきではないかというお話でございまして。これは私の考えですけれども、まずはやはりJRに対応を求めるということが原則であろうと思っております。まず、責任の第一義は、これは鉄道事業者にありますので、そこを飛び越えて、町でそれに代わる対応を取る、JRが、事業者がそういうことであれば取るべきであるとは思いますが、ただJR実際撤退しているわけでもございませぬので、そういう中で町が、言い方は適切ではありません

んが、過剰な対応を取っていることが、逆に今JR北上線、存続問題で揺れる中であって、そういったことも視野に入れた対応を取るべきではないのかなと、これは私一人として今そう感じているところでございまして。

議長 真嶋実君。

2番 一人としてのお気持ちも分かりましたが、私も先ほど言ったようにJRが基本的に対応を取るべきだと考えております。その上で公式の考え方をきちんとまとめ、今存続問題があるからといって、ただただJRに遠慮するだけではない基本的な方策を考えていただきたいということで、まず次に移ります。

3番、道路、河川護岸等の建設課の所掌事務を範囲とする公共物の損害、復旧について、町民からはどのような要望が寄せられましたか。それらの対応と進捗状況を伺います。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 それでは、7月発災の大雨被害について私からお答えいたします。

建設課所管の状況につきましては、道路災33件、河川災27件、合計60件の状況となっております。町民からの要望につきましては、できる限り早期な復旧を願うものが多く、ほかには今回被災はなかったものの、昨今の大雨による河川氾濫等の報道を受け不安に感じられる方々からの相談などがございました。

今後の対応などお話ししましては、まず日常の道路交通等に支障がある土砂撤去など道路災4件と河川災1件は、今議会において専決処分の報告をさせていただく予定となっておりますが、既に対応は完了しております。また、国庫補助事業となる災害につきましては、道路災7件、河川災4件、予算総額として約1億4,000万円を見込んでおります。今月災害申請をさせていただいて、10月上旬の災害査定に備えてまいりたいというふうに考えております。

その他単独事業といたしまして、本議会において補正予算案を提出しております。復旧工事

などにつきましては、予算措置後、順次発注を行います。降雪期にかかるものもありますので、年度内復旧が見込めない場合には適正に繰越し等の手続を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

では続いて、農地等の損害、復旧について町民からはどのような要望が寄せられましたか。

それらの対応と進捗状況をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

現在の損害箇所及び対応状況は次のようになっております。なお、町が農業者等から連絡を受けて対応したものであり、農業者等が個別対応したものも多数と思われることを申し添えます。たくさんありますけれども、申し上げます。

1つ目です。農業用水路及び取水工付近の土砂堆積、これが11か所あります。これにつきまして土砂撤去が完了しております。

2つ目です。隧道の水漏れ1か所、水張り時期ということで、土のうで止水、応急処置を行ったところでございます。

3つ目でございます。頭首工付近の護岸洗掘が1か所、これは年内に復旧する予定でございます。

4つ目です。農道の護岸洗掘1か所、これは草地が近くにあるということで、土のう積み、のり面形成、路盤形成を行って対応したということでございます。

それから、5つ目です。作業用道路ののり面崩落1か所、これは20メートルにわたるものでございますけれども、これは年内に復旧する予定としております。

それから、河川からの越流によって田んぼに土砂堆積が1か所ということで、土砂が流れ込んだものでございますけれども、これも年内に

復旧予定としております。

それから、田の畦畔崩落が8か所、うち7か所は収穫後に復旧する予定、1か所は復旧が完了しているといった状況です。

それから、河川及び水路からの越流によって田んぼに土砂が流れたもの、これが9か所あります。これにつきましては、所有者と対応を検討中ということでございます。現在作物がありますので、それを踏み越えてというわけにはいかないの、これは現在対応を検討しているといった状況です。

それから最後に、頭首工の堤体一部破損ということで、こちらについては災害復旧を申請する予定で進めているといった状況でございます。

以上でございます。

議長 真嶋実君。

2番 建設課、そして農業関係のほうを含めて丁寧な対応ありがとうございます。その上でですけれども、私の知っている、認識している範囲では、道路のり面の崩落に伴って、宙づりともまでは言わないかもしれませんが、電柱の基礎の部分が浮いたような状態になっているもの、この質問書を作成した段階では手つかずになっていました。今後も異常気象の日常化と言える気象災害が予見され、さらに復旧が遅れ、積雪に入ると2次被害の拡大が予測されます。速やかな復旧対応は、結果として復旧費用の軽減につながると思いますので、随時進んでいるようですので、重ねてお願いいたします。

また、今回の質問をつくりながら、地域の声を聞く中で聞こえてきたこととして、災害予防の観点からかつては道路パトロールが行われていて、そういうのが、事前に危ない箇所がチェックされ直されていたけれども、現在はどうかという声が寄せられました。

また、今回の大雨以前に、令和4年、昨年上野々地区からは用水、流雪溝の改修の請願が出されておりました。上野々地区で出された請願の中には、秋田道の高架下ののり面が既にその

当時、昨年12月ですか、崩れかかっており、今回同じ場所が県道のほうに広がったというような場所もあります。また、令和3年には湯川地区から雪崩の防護柵の設置に係る要望が出されています。県道に係ることということで、町自体が直接対応するものではないのは理解しますが、そういう請願、要望等についてコミュニケーションがきちり取れていたのかどうなのか確認をしながら、そういうものに対する丁寧な対応を重ねてお願いというか、できているかどうかを確認したいと思います。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 今ご質問のお尋ねのお話でございますが、昨年提出されたという話でございますが、改めて今回の大雨の後に要望書を受け取っております。今回は協議会長さんを含めまして、農業用水もしくは流雪溝の利用組合、3者からの要望でございました。その中では、今回の大雨によって上野々地区の高速道路下の用水箇所、流雪溝箇所のり面が県道側に崩れているということでございます。県のほうにちょっと確認しましたが、既に土砂については撤去をされておりまして、今回県のほうは本箇所も含めて道路災として2件災害申請をするということにしているようで、10月の上旬に町と同じタイミングで災害査定が国から来ますので、そこで審査を受けて、改めて工事発注になるものだというふうに聞いております。

そのほか、現在担当のほうで、昨年いただいていたというようなことではございますが、改めていただいておりますので、用水、流雪溝等々を含めて全て対応できるような形で今確認をしている最中でございます。一部ちょっと内容について分からないこともあったりして、今聞きながらやり取りをさせていただいているというところがございますので、いましばらくお待ちいただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長 総務課長。

総務課長 私からは、湯川地区の防雪、雪崩防止策の関係の要望についてお答えしたいと思います。

令和3年の、そのシーズンと申しますか、その前のシーズンと申しますか、雪崩が起きて通行止めが一瞬だったということで、その際その後には区長さんを通じて町に要望がございました。その要望に対して、県のほうにしてほしいということで県要望の中に組み込みまして、令和3年の7月の意見要望の中で湯川線について、雪崩防止策の対応についてお願いしたいということを出してございます。県の回答でございますけれども、区間の調査と既存施設の機能、効果について確認を行いますと、プラス道路のパトロールを通じて路線の安全確保に努めますというような内容で報告をいただいております。その内容につきましては、区長さんのほうにこの内容を連絡して対応させてもらってございます。

議長 真嶋実君。

2番 災害対応、大変忙しい中でされているということにまず感謝申し上げますけれども、私がこうやって聞き取りをする中で、せっかく対応していただいているにもかかわらず、やはり最後、要望を出した方とのコミュニケーションがちょっと遅れると、そういう要望が再度来るという形になりますので、大変面倒をおかけしますけれども、そこのところ丁寧に対応をよろしく願いいたします。

では続いて、(3)番です。災害対応全般について、災害対応行動規範としては、当町では西和賀町防災会議条例、西和賀町災害対策本部条例、西和賀町地域防災計画、西和賀町水防計画が挙げられます。それ以外にもあるかもしれませんが、私として把握したのはそういうところです。それに対して、私としてはより実務的な行動規範となる危機管理マニュアルあるいは業務継続計画が必要なのではないかなと思

いますけれども、このことについて現在各課あるいは各事業所ごとで、危機管理マニュアル、あるいは業務継続計画を整備しているか、そしてその状況について伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

大規模な地震等の発生により町内に被害が生じた場合は、町は即時に避難所の開設や救護、救援、被害状況の確認などの初動対応に着手し、その後応急業務、復旧復興業務を担うなど、町民の生命、財産を守るため、災害対応業務を最優先でその対応に当たることとなります。

一方で、甚大な被害が発生した状況下では、行政自らも被災し、庁舎をはじめとする執務環境や職員など、町が業務を継続するために必要な資源が損なわれ、機能不全に陥ることも想定されます。災害発生直後は、平常時の業務を最小限に抑え、災害対応に全力で取り組む必要があります。町民の暮らしを守り、地域社会の維持を可能なものにするためには、いかに早く通常業務を再開させ、平時の業務に移行させることができるかが重要なポイントとなってきます。

大規模な災害等の発生時においても業務の持続性を確保し、早期に行政機能を回復するため、優先的に実施する通常業務の選択や必要資源の状況の整理、職員体制及び執務環境における代替手段等の対応方針をあらかじめ定めた西和賀町業務継続計画については、令和3年3月に策定してございます。その後、庁舎改修等を踏まえまして令和4年11月に一部見直しを行っておるところでございます。

ほかの計画でございますけれども、私が把握している部分では平成27年には下水道事業業務継続計画、また令和3年には議会業務継続計画を策定してございます。病院については、災害対策マニュアルを策定して対応しているという状況でございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。まず大きなところ

での策定と、それから個別の特別会計等とされているということですので、今のマニュアル等で漏れがないかについて、もう一度今回の経験を基にしながら対応をお願いしたいと思います。

あわせて、その部分でいきますと2番を飛ばしまして、3番、これらの災害対応規範と今回の災害対応の実際において、大きなそごはなかったのかということをお伺いします。

あわせて、既に策定済みのものに関して、今回の実態に合わせて検証と改善方策は取られているかを確認します。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今回の災害対応では、業務継続計画を発動しておりませんでしたので、通常業務に支障がなかったことから大きなそごはなかったものというふうにご認識してございます。

次に、検証、改善方策の部分でございますが、業務継続計画が発動するような大規模災害の発生時には、全庁一丸となった組織的な対応が必要となってきます。全職員が非常時優先業務を実施する際の手順や役割等を理解し、行動できるようにしておくことが必要になってきます。

また、計画の実行性を確認し、高めていくには、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要でございます。今回の災害を踏まえ、その検証をするとともに、訓練の実施や必要資源の点検などにより実行性を高めていくことと併せて、近年の災害対応の事例に基づいて新たな国の手引き等が示されてございますので、計画の修正も必要であると現在考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。

以上まででこのたびの大雨警戒時の対応について検証させていただきましたが、私は町が発信した情報を生身の地域住民にいかに伝えてい

くかが最重要課題と考えています。防災計画が本当に生きた計画になるためには、地域づくり組織や福祉団体等との連携の仕組みづくりが肝要と考えます。6月の定例会での一般質問でも、私のほうから地域づくり組織活動に当たって職員の参画について述べましたけれども、全ての職員が地域づくりの組織の一員として帰属すること、そしてその仕組みをつくることということは、防災の対応、そしてまた防災訓練等の実施に当たっても有効な手段と考えられます。

また、このことは先ほど普本議員からの質問事項にあった町民からの被災被害などの情報をいかに集約するかという手段としても、各地域にそれぞれの職員が帰属するという意識を持つことが有効になってくるのではないかなと考えます。これに限るわけではありませんけれども、地域組織と役場当局、職員の皆さんがいかに協力し合って災害に向き合っていくかということを改めて考えていただきたいと思いたすけれども、町長の考えをお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今ご指摘ありましたことも検討をする必要があるかと思いますが、ただ一方で災害の具合によっては、やはり役場の業務全体に職員を集中するという場面も必要であろうかと思いたす。その辺を総合的に見ながら、検討させていただきたいと思いたす。

あと一つお願いというか、付け加えさせていただくと、先ほど情報伝達のご指摘ございました。その辺の改善、言われるところを検討する必要がまさにあるとは思いたす。一方で、受け取っていただく方のほうの、自主防災組織をはじめ地域での日頃のそういう勉強会といいたすか訓練、言い方はいろいろありますけれども、やっただいていいる地区もあります。土砂災害がどういものか、あるいは単に逃げると言われても、単純に逃げるのではなくてよく状況を見極めて、こういう場合は自宅がいか、

こっちはこうだとか、私も地元で消防署の方のお話聞いて、改めてしっかりそこは意識しないと駄目だなと思うところもございました。そういうところを含めまして、地域全体でそういう防災力を高めていく必要があるなということを改めて今回思いたしたので、ご指摘の内容も併せまして進めさせていただきたいと思いたすので、よろしくお伺いいたします。

議長 真嶋実君。

2番 町長の強い意志のある考えを聞いてよかったですと思いたすけれども、その上でもたまたもう一点、私が考える全職員が各地域に帰属するというのは、全職員が全部べったり地域に張りつけということではなく、むしろ災害時に町の業務が大変であるから複数体制で、いわゆる前に置いたような担当職員を1人置くということではなくて、全職員が地域に帰属することによって、各地域に複数の職員が帰属するような仕組みを考えていただければ、本部対応をする職員、そして地域に入る職員ということについてももう少し道が開けてくるのではないかなと考えておりますので、そういうことも含み検討をお願いいたします。

以上、被害が想定されたより軽微だったと安心することなく、新たな危機へ備え再度点検を求め、大雨災害に対する質問を終えます。

では、続いてよろしいでしょうか。続きまして、配食サービス事業についてお伺いいたします。配食サービス事業は、第8期西和賀町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の第3章に、高齢者の日常生活を地域全体で支え合うまちという項目の4番、包括的支援体制づくりのウ、地域見守り体制強化の事業として位置づけられています。利用者の増加も見込まれて、在宅高齢者の自立した生活を支える事業として継続実施することとなっているものです。その上で、①、当該計画の33ページ、配食サービス事業の状況と推計の表では、第7期の年度当たり計画値2人、実績値0人、第8期の年度当たり計画

値は1人となっていますが、この数字はそれぞれのどのような意味を表しているのか、ちょっと私が理解できなかったのですけれども、教えていただきたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 配食サービス事業についてお答えします。

配食サービス事業は、在宅で暮らす一人暮らしの高齢者などで、食事の調理が困難な方を対象にして栄養バランスの取れた食事の提供と安否を確認し、自立的生活の支援を図る事業として実施しております。第8期西和賀町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、重点施策、高齢者の日常生活を地域全体で支え合うために、具体的な取組として配食サービスを位置づけております。

ご質問いただきました事業の状況と推計につきましては、本来配食サービスを利用している人数を記載すべきものを誤って記載したものになります。本年3月に開催しました令和4年度第2回西和賀町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画管理運営委員会の際に、進捗状況として利用者人数として改めて報告をしております。第7期の計画の計画値は、平成30年度から令和2年度までの各年度それぞれ65人と定めております。実績値のほうになります。平成30年度は72人、令和元年度は55人、令和2年度は47人です。第8期の計画の計画値は、令和3年度から令和5年度までの各年度それぞれ60人としております。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。この計画の数字というのも事業を実際行っているときの指標となるものから、丁寧に扱っていただきたいと思います。

私、この質問をつくった後勉強したところ、昨年9月に当時の淀川議員さんからこの配食サービスについて丁寧な質問があって、私と重複するところもありました。実績についても去

年の段階での数字を質問されていて、一旦利用が下がりながら、また回復してきているというような報告を出されておりましたので、2番については削除させていただきます。

次、③番ですけれども、ここについてはちょっと私のほうからおわびというか、次の質問について事業内容が変更になった時期について誤認があったので、それを直した上で質問させていただきます。配食サービス事業は、これまで町内の2事業者が対応し、A事業者は月曜日から金曜日、B事業者は土日も含めた対応となっていました。ところが、B事業者に関しては、今年度に入ってからでよろしいでしょうか、土日の対応が取りやめとなっているとのことですが、町では状況を把握していらっしゃるでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 配食サービス事業の対応についてお答えいたします。

健康福祉課のほうには、B事業者から配食サービス事業の縮小についての相談が3月20日にありました。縮小の内容としましては、土曜日及び日曜日の配食サービスを4月30日で休止するというもので、理由としましては職員の退職に伴いまして、後任の人材確保が困難によるものと伺っております。

議長 真嶋実君。

2番 それでは、このことについての対応ということで、この質問を予定した段階では、昨年の末から少し長い間こういう状況が続いていたという前提で質問をさせていただいたので、まだ期間があまり長くないということで、④番を割愛させていただきます。

⑤番、この配食サービスについて、日々の食事は命と生活の根本となるものです。高齢者が地域で自立して暮らし続けるために欠かせない配食サービス事業の後退は、町の総合計画にも逆行するものと考えます。町では、現在第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定作

業中でありますが、9期における配食サービス事業の町の方針はどのような方向づけになるか伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、町の方針についてお答えします。

配食サービス事業につきましては、地域包括ケアシステムを構築していく上で重要な事業になっておりまして、地域で自立して暮らし続けるためには欠かせない事業であると認識しております。バランスのよい食事の提供による高齢者の健康管理や見守り支援をする配食サービスの事業者は、重要な担い手となっております。今年度は、第9期ということで次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定の年となっております。配食サービス事業の利用者のニーズを把握するとともに、配食サービス事業者などから聞き取り調査を行いながら、次期計画にも配食サービス事業を継続する方向で進めてまいります。

議長 真嶋実君。

2番 配食サービスのような事業は、一見コストが高く、日々の食事まで行政が面倒を見るのかというような思いを持つ方もいるかもしれませんが、これらの人が自立できなくなり、施設に入所して介護することと地域で自立して暮らし続けることを比較すると、大きなコストの違いがそこで発生してきます。そして、そこに暮らす人の生活の質も大きく変わってきます。さらには、配食サービスの需要については、老人だけではなく高校生の給食に代わるもの等についても大きく注目されているところでもありますので、ぜひこれを継続、そして週7日間ということの後退させないこともこれからの方策として検討いただきたいと思います。

先ほど述べたように、既に昨年の9月、第21回の定例会における淀川議員の中でも触れられておりましたけれども、町の給食センターの今の学校給食に加え、病院給食、さらには配食サー

ビスなどの可能性を探ること等々も含めてご検討いただいて、実際には利用者の負担を抑え、事業者も継続可能な形をつくるということは大変難しいこととは思いますが、丁寧な対応をお願いしてこの質問を終えたいと思います。

議長 以上で真嶋実君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は4人を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4時54分 散 会